

# LIBRA

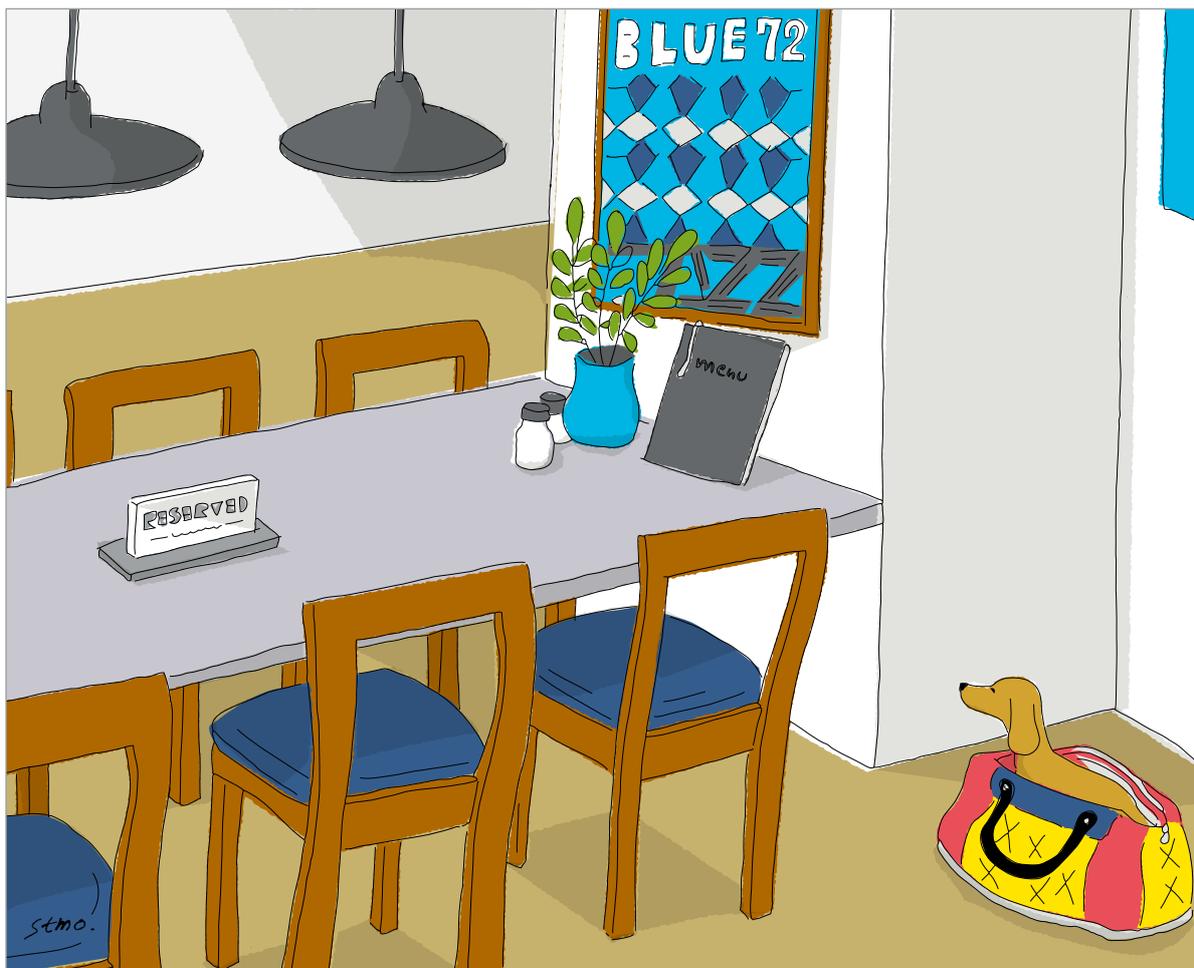
2017年 8 月号

〈特集〉

## 養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる！ ～日弁連新算定表と現算定表の比較から～

〈インタビュー〉

落語家 桂ひな太郎さん



# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2017年8月号

### 特集

## 02 養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる! ～日弁連新算定表と現算定表の比較から～

竹下博将

### インタビュー

## 18 落語家 桂ひな太郎さん

### ニュース&トピックス

- 22 ・南スーダン日報問題から「戦争と報道」を考える  
・東京三会共同主催 国際セミナー&パーティ  
「国際会議・国際セミナーに参加しよう!」  
・シンポジウム「沖縄とともに一慰霊の日(6月23日)を迎えて」、  
沖縄戦写真展 開催

### 連載等

- 26 理事者室から
- 28 常議員会報告(2017年度 第4回)
- 30 今、憲法問題を語る  
第71回 「共謀罪」について、呼びかけてみた! 西田美樹
- 31 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告  
東京地方裁判所委員会報告「調停制度について」 柴垣明彦
- 32 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応  
第85回 一年間の業務妨害支援要請の傾向とその対策 菊地将太
- 33 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を  
第21回 フィールドの柔軟な選択～米国弁護士ホジンスキ氏に聞く弁護士業務と家庭の両立～  
聞き手:坂野維子・坂本慎之介
- 34 近時の労働判例  
第54回 最三小判平成29年3月21日  
(地公災基金大阪府支部長(市立中学校教諭)事件) 西出恭子
- 36 刑弁でGO!: 第74回 裁判官裁判でのビジュアルエイド活用 山本 衛
- 38 via moderna  
第70回 インハウスロイヤーに聞く vol.5 株式会社ザイマックス 永盛雅子弁護士  
聞き手:木川雅博
- 40 わたしの修習時代:40年前の修習生 30期 山名 学
- 41 69期リレーエッセイ:半年間の備忘録 大日方史野
- 42 お薦めの一冊:『弁護士の紛争解決力』 沼澤佳枝
- 43 コーヒーブレイク:私の趣味(エアロビ) 藤川 元
- 44 同好会通信:vol.8 棋友会  
小池芳弘二段・小池邦吉弁護士に聞く～息子はプロ棋士! 鈴木かおり・舟橋史恵
- 46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 51 インフォメーション

# 養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる！

～日弁連新算定表と現算定表の比較から～



第二東京弁護士会会員・日弁連両性の平等に関する委員会委員 竹下 博将 (59期)

養育費・婚姻費用の算定表は、離婚や子の養育に関する事件を扱う弁護士であれば、誰もが利用しているところである。しかし、現在、家庭裁判所の実務で利用されている算定表は、公表されてから既に14年が経過し、事案によっては不合理な結論となることなどから、2016年11月に日弁連により公表された新算定表に関心を持っている会員も多いと思われる。

本特集では、本年4月24日に当会の前期弁護士研修講座の一環として行われた同名の研修をダイジェスト版として掲載する。

家事事件に携わる弁護士として知っておくべき算定表の考え方の基礎から、新算定表の使い方まで分かりやすく解説されており、業務の参考としていただければ幸いである。  
(西川 達也)

## 第1 提言に至る経緯

### 1 はじめに

昨年(2016年)11月に公表された日弁連による養育費・婚姻費用の新算定表は、実務ではまだ定着していませんが、今の時代、依頼者が事前にネットなどで調べて、すでに新算定表について知った上で相談に来られるというケースも多いかと思えます。

離婚、あるいは子供の養育について相談を受ける機会がある方は、新算定表の話は避けて通れないのではないかと思います。

### 2 現算定表

現算定表は、裁判官ら8人によって「判例タイムズ1111号」にて提案されました。

この現算定表は2003年4月に公表され、数年程度

で実務に定着しました。

もっとも、提案の内容についての検証はほとんどされることはなく、利便性が重視されたようです。それまでは労研方式であるとか、さまざまな方式で計算をする必要があって、だいたいの金額がどれくらいになるのかという目安が立てにくかったところ、表という形で公表されましたので、一気に普及したのだらうと思えます。

### 3 新算定表

現算定表の抱える問題については、2012年3月に日弁連から出ました『『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書』\*1(以下「意見書」といいます)で指摘されています。

日弁連の「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」\*2(以下「提言」といいます)は、この意見書を具体化し、新算定表を提案しました。

\*1 : [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion\\_120315\\_9.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_9.pdf)

\*2 : [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_161115\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3.pdf)

表1 新算定方式の概要

1 基礎収入の算定	(1) 給与所得者 基礎収入＝総収入－公租公課（所得税，住民税及び社会保険料）【実額又は別表4】－職業費【別表6】 *理論値（別表4）を用いる場合，統計値（別表3）も参照する。
	(2) 自営業者 基礎収入＝課税される所得金額－公租公課（所得税及び住民税）【実額又は別表5】
2 生活費指数	原則として，世帯員数と子どもの年齢に応じ，標準化された生活費指数（別表9）を用いる <sup>31</sup> 。
3 養育費の算定	(1) 義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費 ＝義務者の基礎収入×{子どもの生活費指数÷(義務者の生活費指数+子どもの生活費指数)}
	(2) 養育費 ＝義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費×{義務者の基礎収入÷(義務者の基礎収入+権利者の基礎収入)}
4 婚姻費用の算定	(1) 権利者世帯の生活費 ＝(義務者の基礎収入+権利者の基礎収入)×{権利者世帯の生活費指数÷(義務者の生活費指数+権利者世帯の生活費指数)}
	(2) 婚姻費用 ＝権利者世帯の生活費－権利者の基礎収入

<sup>31</sup> 居住地における最低生活費が標準化された生活費指数（別表9）から乖離しているような場合には，生活保護基準及び子どもの学習費（別表10）を用いて具体的に算出される最低生活費（学校教育費を含む。）をもって生活費指数とすることも考えられる。

出典：日本弁護士連合会「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」（以下「提言」という）16頁

提言は，意見書に対する批判や各单位会の意見も踏まえて作成されたものです。意見書は，提言を理解するためにも必要ですし，主張書面などで引用することもあるのではないかと思います。意見書もぜひ併せて使っていただければと思います。

## 第2 現算定表の抱える問題と新算定表による修正

### 1 算定表の理念

#### (1) 生活保持義務

まず，現算定表も新算定表も，理念はいずれも生活保持義務にあります。養育費も婚姻費用も，それぞれ民法760条，766条1項を根拠として，義務者と同程度の生活水準を権利者，あるいはその子供に確保させるということが出発点になります。

この点について，新算定表は，住居費の格差解消を目指すなど，より徹底していると思います。

#### (2) 簡易迅速な算定

現算定表は，簡易，迅速な計算をするというところにも重点がおかれています。この点は，新算定表も同様に重視しています。

### 2 算定の枠組み

多くの方は現算定表を使ったことはあると思いますが，その具体的な内容や，こういったところに問題があるかというところまで理解した上で使っているという方は少ないのではないかと思います。

そこで，現算定表の具体的な内容をお話ししつつ，その問題点と新算定表による改善についてお話しします。また，そのような改善をすることで，弊害が生じないのかといったこともお話ししていきたいと思えます。

#### (1) 基礎収入

3頁の表1（提言の別紙1）をご覧ください。「新算定方式の概要」と書いてありますけれども，基本的な枠組みは変わりませんので，これを見ながら現算定表の考え方を説明したいと思います。枠組みとしては3段階で計算をするということになります。

まず1番目が基礎収入の算定です。基礎収入というのは可処分所得のことです。つまり，自由に使えるお金がいくらあるのかということを計算することになります。これは義務者であっても権利者であっても同じですので，それぞれの自由に使えるお金はいくらあるのかをまず計算しましょうというのが第1のステップです。

表2 現算定方式・現算定表と新算定方式・新算定表の対比（給与所得者）

考え方		現算定方式・現算定表	新算定方式・新算定表
基礎収入の算定	公租公課 ＝所得税＋住民税＋社会保険料	税法等による理論値 総収入の12～31%	実額又は税法等による理論値 (家計調査年報による統計値も考慮) 理論値は総収入の17.08～34.31%
	職業費 ＝被服及び履き物＋交通＋通信＋書籍・他の印刷物＋諸雑費＋こづかい＋交際費	家計調査年報による統計値(被服及び履き物についてのみの有業人員分) 総収入の21.71～18.69%	家計調査年報による統計値(全費目について有業人員分) 総収入の15.29～9.11%
	特別経費 ＝住居関係費＋保健医療＋保険掛金	家計調査年報による統計値 総収入の25.93～16.40%	控除しない (住居関係費, 保健医療及び保険掛金は基礎収入に含まれる)
	基礎収入	総収入－(公租公課＋職業費＋特別経費) 総収入の42～34%	総収入－(公租公課＋職業費) 総収入の67.51～59.86%
	親(義務者)		100
生活費指数	親(権利者)	100	100(単身世帯の場合) 69(子ども1人世帯の場合) 57(子ども2人世帯の場合) 47(子ども3人世帯の場合) 41(子ども4人世帯の場合)
	子ども(0～5歳)	55	66(子ども1人世帯の場合) 54(子ども2人世帯の場合) 45(子ども3人世帯の場合) 39(子ども4人世帯の場合)
	子ども(6～11歳)	55	69(子ども1人世帯の場合) 57(子ども2人世帯の場合) 48(子ども3人世帯の場合) 42(子ども4人世帯の場合)
	子ども(12～14歳)	55	77(子ども1人世帯の場合) 65(子ども2人世帯の場合) 55(子ども3人世帯の場合) 49(子ども4人世帯の場合)
	子ども(15～19歳)	90	83(子ども1人世帯の場合) 71(子ども2人世帯の場合) 62(子ども3人世帯の場合) 56(子ども4人世帯の場合)
	義務者の基礎収入を義務者と子どもに按分	義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費＝義務者の基礎収入×(子どもの生活費指数÷義務者と子どもの生活費指数合計)	
	義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費を義務者と権利者で分担	養育費＝義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費×(義務者の基礎収入÷義務者と権利者の基礎収入合計)	
婚姻費用の算定	義務者と権利者の基礎収入合計を義務者と権利者世帯に按分	権利者世帯の生活費＝義務者と権利者の基礎収入合計×(権利者世帯の生活費指数合計÷義務者と権利者世帯の生活費指数合計)	
	権利者世帯の生活費から権利者の基礎収入を控除	婚姻費用＝権利者世帯の生活費－権利者の基礎収入	
算定表		それぞれの総収入25万円ごとに養育費・婚姻費用を算出し、1～2万円の幅で整理 子どもは2区分(0～14歳, 15～19歳)	それぞれの総収入25万円ごとに養育費・婚姻費用を算出した金額を記載 子どもは3区分(0～5歳, 6～14歳, 15～19歳)

出典：提言17, 18頁

(2) 生活費指数

2つ目のステップとしては生活費指数というものを考えます。

現算定表では、生活費について、大人を100とした場合、14歳以下は55で、15歳以上は90と考えています。このように、生活費の配分割合を見るのが生活費指数です。これが2つ目のステップです。

(3) 養育費・婚姻費用の算定

3つ目のステップが具体的な養育費・婚姻費用の計算ということになります。表1でいいますと、第3項が養育費の計算で、第4項が婚姻費用の計算です。

3 基礎収入

(1) 給与所得者

まずは、基礎収入、すなわち自由に使えるお金について考えます。これは、総収入(額面の収入の総額)から自由に使えないお金を控除して算出します。

現算定表では3つ控除しています。具体的には「公租公課」と「職業費」と「特別経費」です。この3つが自由に使えないものだと考えて、これら以外のもの(総収入からこれら3つを控除したものを)を基礎収入と考えてきました。基礎収入は、だいたい総収入の4割ぐらいになります。

基礎収入＝総収入－(公租公課＋職業費＋特別経費)

## ア 公租公課

総収入から控除される「公租公課」,「職業費」,「特別経費」を順番に見ていきます。

まず、公租公課というのは、所得税と住民税と社会保険料のことです。これらは通常、給与所得者であれば天引きされていると思いますけれども、かつての実務では資料の提出をめぐって争いが多かったとのことで、その争いをなくすために現算定表では理論値というものを使いました。税法等を使って理論的に計算して、総収入に占める割合としては12%から31%になるとされています。

新算定表では、公租公課は、実額又は税法等による理論値(総収入の17%から34%)とされています。なお、現算定表と新算定表の違いは4頁の表2(提言の別紙2)にまとめてあります。

裁判所を通じて最終的に判断される際には、できる限り個別具体的な事情が反映されることが一般的には望ましいわけですから、抽象的な理論値よりも、実額で計算することができるのであれば、実額の方がいいのではないかと考えられます。

では、理論値を積極的に使う必要はあるのでしょうか。先ほど資料の提出をめぐって争いがあるというお話をしましたが、所得税は源泉徴収票を見れば分かりますし、住民税は給与明細を見れば分かりますし、それから社会保険料も源泉徴収票を見れば分かります。もちろん確定申告書でも確認できます。これらの資料は、収入認定のために必要なものですので、公租公課をあえて理論値で算定する機会は少ないと思います。

もっとも、源泉徴収票しか資料がないという場合には、住民税がいくらぐらいかという計算をする必要があるかもしれません。6頁の別表4を見ていただくと、

給与所得者の公租公課について所得税、住民税、社会保険料を理論的に計算していますので、住民税の割合を考え、住民税を算定することができます。

## イ 職業費

### ① 職業費とは

次に、職業費です。これは、働いて収入を得るために必要なお金です。その意味で自由に使えるというわけではなく、これも総収入から控除されます。

職業費については、こういったものが職業費に当たるのかといったことや、職業費の支出を示す資料があるのかといったところで争いになりやすく、現算定表以前の実務では、だいたい総収入に占める割合を10%から20%として、裁量的に判断されてきたそうです。

### ② 現算定表の考え方

現算定表は、職業費について、7費目に絞りました。その上で、それぞれの費目について、総務省統計局の「家計調査年報」という統計資料を使いました。この資料は総務省統計局のウェブサイト\*3で誰でも閲覧できます。この7費目を職業費と見て、具体的な収入に応じた職業費の割合を考えたのが現算定表です。

具体的な費目を見てみますと、6頁の別表6、別表7、どちらを見ていただいても一緒ですけれども、被服及び履き物、交通費、通信費、書籍、諸雑費、こづかい、交際費とあります。

なお、こづかいというと、サラリーマンの昼食代や交際費などを想像するかもしれませんが、「家計調査年報」におけるこづかいとは、使途不明金のことです。「家計調査年報」は、世帯の支出は細か

\*3 : <http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm>

別表1 2011～2015年 基礎収入の総収入に占める割合【新算定方式】

(単位：円)

控除対象 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
公租公課	27.21%	19.51%	21.15%	22.02%	22.02%	22.76%	23.80%	25.02%	26.05%	27.05%	30.84%
職業費	9.96%	15.29%	12.27%	10.82%	10.47%	9.81%	9.35%	9.20%	9.11%	9.42%	9.30%
基礎収入	62.83%	65.20%	66.58%	67.16%	67.51%	67.43%	66.85%	65.78%	64.84%	63.53%	59.86%

\*公租公課について理論値(別表4)を利用して(平均値)、職業費について全項目で子どもや非稼働者の支出を除外し、特別経費を控除しない。

別表2 2011～2015年 基礎収入の総収入に占める割合【現算定方式】

(単位：円)

控除対象 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
公租公課	27.21%	19.51%	21.15%	22.02%	22.02%	22.76%	23.80%	25.02%	26.05%	27.05%	30.84%
職業費	17.12%	20.08%	18.63%	18.16%	18.63%	17.76%	17.13%	17.11%	16.72%	16.49%	15.46%
特別経費	17.58%	20.00%	17.14%	18.56%	18.61%	18.43%	18.36%	18.12%	17.74%	17.27%	15.51%
基礎収入	38.09%	40.41%	43.07%	41.26%	40.73%	41.05%	40.72%	39.75%	39.49%	39.19%	38.19%

\*現算定方式と同様の考え方による。

別表3 2011～2015年 公租公課の実収入比の平均値(給与所得者)

(単位：円)

公租公課 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入(月額)	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
勤労所得税(月額)	13,975	2,239	3,757	4,613	5,718	7,432	9,592	13,113	17,637	23,578	52,075
個人住民税(月額)	16,688	3,009	5,934	7,826	9,765	12,033	14,449	18,013	22,456	27,880	45,517
社会保険料(月額)	48,981	17,622	27,304	31,562	36,768	42,001	46,940	55,331	63,267	73,373	95,644
公租公課合計(月額)	79,644	22,870	36,994	44,000	52,250	61,466	70,981	86,457	103,359	124,830	193,236
公租公課実収入比	17.05%	11.56%	13.58%	14.02%	14.33%	15.14%	15.91%	16.85%	17.78%	18.59%	21.34%

別表4 2015年 公租公課の実収入比の理論値(給与所得者)

公租公課 項目	年間収入									
	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
勤労所得税(年額)	0	27,056	54,419	84,743	138,549	203,485	307,831	471,191	644,148	815,472
個人住民税(年額)	0	63,000	116,600	176,000	243,200	306,800	374,500	454,500	539,200	623,100
社会保険料(年額)	170,816	309,652	473,292	619,316	747,688	911,340	1,074,980	1,174,444	1,227,948	1,288,388
公租公課合計(年額)	170,816	399,708	644,311	880,059	1,129,437	1,421,625	1,757,311	2,100,135	2,411,296	2,726,960
公租公課実収入比	17.08%	19.99%	21.48%	22.00%	22.59%	23.69%	25.10%	26.25%	26.79%	27.27%

(単位：円)

公租公課 項目	年間収入									
	11,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000	15,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000	19,000,000	20,000,000
勤労所得税(年額)	996,097	1,209,793	1,413,860	1,696,258	2,000,843	2,336,088	2,671,334	3,006,579	3,341,824	3,693,916
個人住民税(年額)	710,700	801,700	888,600	978,900	1,069,300	1,168,800	1,268,300	1,367,800	1,467,300	1,566,800
社会保険料(年額)	1,362,688	1,402,344	1,483,568	1,530,148	1,576,728	1,581,728	1,586,728	1,591,728	1,596,728	1,601,728
公租公課合計(年額)	3,069,485	3,413,837	3,786,028	4,205,306	4,646,871	5,086,616	5,526,362	5,966,107	6,405,852	6,862,444
公租公課実収入比	27.90%	28.45%	29.12%	30.04%	30.98%	31.79%	32.51%	33.15%	33.72%	34.31%

別表5 2015年 公租公課の課税される所得金額比の理論値(自営業者)

公租公課 項目	年間収入									
	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
勤労所得税(年額)	51,050	104,652	206,752	380,322	584,522	788,722	994,454	1,229,284	1,464,114	1,801,044
個人住民税(年額)	110,000	210,000	310,000	410,000	510,000	610,000	710,000	810,000	910,000	1,010,000
公租公課合計(年額)	161,050	314,652	516,752	790,322	1,094,522	1,398,722	1,704,454	2,039,284	2,374,114	2,811,044
公租公課実収入比	16.41%	15.73%	17.23%	19.76%	21.89%	23.31%	24.35%	25.49%	26.38%	28.11%

(単位：円)

公租公課 項目	年間収入									
	11,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000	15,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000	19,000,000	20,000,000
勤労所得税(年額)	2,137,974	2,474,904	2,811,834	3,148,764	3,485,694	3,822,624	4,159,554	4,496,484	4,904,884	5,313,284
個人住民税(年額)	1,110,000	1,210,000	1,310,000	1,410,000	1,510,000	1,610,000	1,710,000	1,810,000	1,910,000	2,010,000
公租公課合計(年額)	3,247,974	3,684,904	4,121,834	4,558,764	4,995,694	5,432,624	5,869,554	6,306,484	6,814,884	7,323,284
公租公課実収入比	29.53%	30.71%	31.71%	32.56%	33.30%	33.95%	34.53%	35.04%	35.87%	36.62%

別表6 2011～2015年 職業費の実収入比の平均値【新算定方式】

(単位：円)

職業費 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入(月額)	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
被服及び履き物(月額)	6,537	4,252	4,439	4,619	4,986	5,208	5,598	6,402	7,585	9,096	13,155
交通(月額)	3,844	2,819	2,951	2,564	2,906	2,871	3,201	3,837	4,227	5,425	7,789
通信(月額)	7,235	5,653	6,085	6,280	6,803	6,785	6,941	7,291	7,776	8,889	10,023
書籍・他の印刷物(月額)	1,865	1,468	1,473	1,508	1,592	1,548	1,672	1,909	2,125	2,377	3,036
諸雑費(月額)	11,320	7,904	8,867	8,821	9,583	10,082	10,248	11,535	12,524	14,636	19,056
こづかい(月額)	6,078	1,004	2,436	3,192	4,552	5,046	5,699	6,568	7,738	10,025	13,328
交際費(月額)	9,672	7,147	7,154	6,963	7,745	8,274	8,345	9,641	10,987	12,803	17,858
職業費合計(月額)	46,551	30,247	33,405	33,947	38,167	39,814	41,704	47,183	52,962	63,251	84,245
職業費実収入比	9.96%	15.29%	12.27%	10.82%	10.47%	9.81%	9.35%	9.20%	9.11%	9.42%	9.30%

\*全7項目について、世帯人数で除し、有業人員を乗じて職業費を算出した。

別表7 2011～2015年 職業費の実収入比の平均値【現算定方式】

(単位：円)

職業費 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入(月額)	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
被服及び履き物(月額)	6,537	4,252	4,439	4,619	4,986	5,208	5,598	6,402	7,585	9,096	13,155
交通(月額)	7,050	3,840	4,710	4,574	5,505	5,542	6,282	7,637	8,342	10,178	13,888
通信(月額)	13,270	7,715	9,730	11,204	12,897	13,109	13,615	14,538	15,339	16,677	17,872
書籍・他の印刷物(月額)	3,426	2,006	2,356	2,695	3,022	2,998	3,283	3,813	4,206	4,465	5,413
諸雑費(月額)	20,763	10,781	14,179	15,745	18,184	19,492	20,101	23,011	24,705	27,429	34,005
こづかい(月額)	11,166	1,372	3,897	5,715	8,644	9,764	11,188	13,119	15,314	18,859	23,789
交際費(月額)	17,755	9,764	11,435	12,438	14,703	16,002	16,374	19,249	21,716	24,024	31,847
職業費合計(月額)	79,967	39,730	50,746	56,990	67,941	72,115	76,441	87,769	97,207	110,728	139,969
職業費実収入比	17.12%	20.08%	18.63%	18.16%	18.63%	17.76%	17.13%	17.11%	16.72%	16.49%	15.46%

\*現算定方式と同様の方法で職業費を算出した。

別表8 2011～2015年 特別経費の実収入比の平均値【現算定方式】 (単位：円)

特別経費 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入(月額)	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
住居(月額)	22,623	24,603	24,918	25,403	23,575	21,771	21,903	20,884	21,144	19,455	22,571
土地家賃借入金返済(月額)	28,706	3,643	7,242	13,123	20,808	25,962	30,561	37,087	42,079	49,147	57,411
保険医療(月額)	9,688	5,509	6,259	7,728	8,438	9,065	9,343	10,643	11,530	12,794	15,575
保険掛金(料)(月額)	21,144	5,818	8,261	11,977	15,052	18,012	20,115	24,379	28,386	34,563	44,872
特別経費合計(月額)	82,161	39,573	46,680	58,231	67,873	74,810	81,922	92,993	103,139	115,959	140,429
特別経費実収入比	17.58%	20.00%	17.14%	18.56%	18.61%	18.43%	18.36%	18.12%	17.74%	17.27%	15.51%

別表9 生活費指数【新算定方式】

権利者と同居する 子の数	義務者	権利者	子1人当たり			
			0-5歳	6-11歳 6-14歳	12-14歳	15-19歳
夫婦のみ	100	100	—	—	—	—
1人	100	69	66	69	77	83
2人	100	57	54	57	65	71
3人	100	47	45	48	55	62
4人	100	41	39	42	49	56

注1：18～19歳の学習費(学校教育費)は高等学校と仮定

注2：まず、権利者と同居する子の人数を確認し(左列)、子の人数に応じた義務者、権利者及び子の生活費指数を、同一の行で確認する。

注3：住宅扶助に相当する指数は、1人世帯で40、2人世帯で47、3人世帯及び4人世帯で51である。例えば、義務者が1人世帯で、権利者が5歳以下の子1人との2人世帯である場合、義務者の生活費指数100のうち40が住宅扶助に相当する指数であり、権利者世帯の生活費指数135(=69+66)のうち47が住宅扶助に相当する指数である。

注4：学校教育費に相当する指数は、世帯の人数にかかわらず、0-5歳で4、6-11歳で3、12-14歳で8、15-19歳で15である。なお、6-14歳で5である。

別表10 子どもの学習費調査統計表(幼児・児童・生徒1人当たり年間額)

学校種別の学習費

平成26年度

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	119,175	319,619	59,228	885,639	128,964	1,022,397	242,692	740,144

平成24年度

(単位：円)

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	131,624	340,464	55,197	822,467	131,534	997,526	230,837	722,212

平成22年度

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	129,581	358,313	54,929	835,202	131,501	990,398	237,669	685,075

平均

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	126,793	339,465	56,451	847,769	130,666	1,003,440	237,066	715,810

出典：提言 別表1～10

く分かりますが、用途が分からないものをこづかいと定義しているのです。結局、現算定表は、使途不明金も経費と見ているということになります。

③ 新算定表の考え方

新算定表は、問題点は改善したいけれども、できるだけ変更点は少なくし、今の実務を尊重したいと考え、費目の問題については今回は取り上げていません。ただし、統計資料は最新のものをを用いています。

費目に変更はありませんが、6頁の別表6(新算定表)と別表7(現算定表)を比べてみると、被服及び履き物を除く6費目について別表6の方が半分強ぐらいの金額になっています。この6費目について、新算定表が計算方法を改めたからです。

「家計調査年報」というのは家計は分かっていますが、

職業費が直ちに分かるわけではありません。例えば、交通費には通勤費も含まれていますが、通学費も含まれています。さらに言えば、プライベートでの移動に必要な交通費も含まれています。

他方、「家計調査年報」は、世帯の人数と働いている人の人数は分かれます。そうすると、世帯の支出を世帯の人数で割れば、1人当たりの金額が分かれます。その1人当たりの金額に働いている人の人数を掛けると、働いている人の分の金額(職業費)が分かれます。

現算定表は、この計算方法を被服及び履き物について適用しました。しかし、ほかの6費目については適用しませんでした。つまり、ほかの6費目については、世帯としての支出全額を職業費だと見ました。言い方を換えれば、通学費も児童のための

書籍費も、これらはすべて職業費だと考えました。

これに対し、新算定表は、全費目について、この計算方法を用いるべきと考え、全費目について、働いている人の分の金額というものを考えました。

総収入に占める職業費の割合は、6頁の別表7（現算定表）では20%から15%ぐらいです。別表6（新算定表）では、15%から9%ぐらいまで下がります。

今までの実務と比較すると、職業費の割合が小さすぎると考えることがあるかもしれません。しかし、前述のとおり、もともとは職業費は10%から20%の範囲で裁量的に考えられてきました。全体として職業費の割合が低下していることもふまえれば、15%から9%ぐらいというのは、実務の連続性を考えても、問題はないように思われます。

なお、提言にも書かれていますが、厚生労働省の下で生活扶助基準に関する検討会が平成19年に検討結果を公表していきまして、そこでは、職業費が収入に占める割合は10%ぐらいだと指摘されています。その意味でも15%から9%の職業費というのはかなり妥当な範囲に収まっているように思います。

## ウ 特別経費

### ① 特別経費とは

次に特別経費についてお話しします。今回は、この話だけでも理解していただきたいと思うぐらい重要なところですよ。

特別経費とは何かというと、これは個別具体的な支出であって、生活様式を相当変更しなければ、その金額自体を変更することが難しい、要するに柔軟性が乏しいという理由で、総収入から控除されてきたものです。言い方を換えれば、特別経費については、義務者及び権利者にその金額をあらかじめ

確保させますということです。

現算定表以前の実務では、特別経費が何かということについて争われ、その資料の提出をめぐっても争われていました。

現算定表は、特別経費を、費目としては住居費、医療費、保険掛け金の3つに絞り、資料の提出に代えて「家計調査年報」を用い、これらの争いを回避しました。7頁の別表8を見てください。総収入に占める特別経費の割合は、最新の「家計調査年報」では20%から15%ぐらいになっています。「家計調査年報」という統計資料を使えば平均値が分かりますので、偏りが無いという意味で公平な金額が分かります。このようにして、特別経費について、資料の提出や金額をめぐる争いが解消できますので、現算定表は、基礎収入を簡易迅速に算定できるようになったというわけです。

### ② 現算定表における特別経費の問題点

ここまで話を聞かれて、特別経費について「家計調査年報」を使ったことはおかしいのではないかと、思われたでしょうか。

「家計調査年報」は統計資料です。平均値は分かっていますが、個別具体性はありません。抽象的な金額しか分からないわけです。

特別経費は、個別具体的なものであって、柔軟性に乏しいゆえに、総収入から控除されてきたのに、現算定表は、平均値を用いて抽象化してしまいました。個性がある故に控除してきたものを抽象化すれば、控除する理由がなくなってしまいます。

平均値を用いた結果、重大な弊害も生じました。特別経費は、収入に応じて決まりますから、1,000万円ぐらいの年収があれば、例えば200万円ぐらい住居費などに使えますよということ、あらかじめその金額を確保できます。ところが、200万円ぐら

いしか年収がないと、あらかじめ住居費などで確保できる金額は50万円ぐらいです。つまり、義務者と権利者の収入に差があれば、必ず住居費などに差が生じることになります。

生活保持義務の対象は、衣食住と一般的に言われています。生活保持義務の理念の下、同程度の生活水準を権利者、あるいは子供に確保すべきと考えられているのに、衣食住の「住」、すなわち住居費について、現算定表は格差を生じさせているのです。

収入が0円の人についてはどう考えるのでしょうか。例えば子供を保育園に預けることができず、働くことができない。あるいは病気のために働くことができない。そういった人については収入がありませんから、その収入に占める住居費は0円となります。現算定表は、そうした人の住居費は確保しない、不要だと考えています。

現算定表には、さらに問題があります。住居費について年収に応じた金額にする一方、子供を何人養育しているのかということは考慮しません。子供が多ければ広い家が必要になるとか、部屋を増やそうとか、あるいは学資保険のことを考えようとか、住居費、医療費、保険掛け金について支出が増えると思うんですけども、現算定表は、その点は一切考慮していません。この点が考慮される機会もありませんので、子供を養育した場合、そのために必要な住居費とか医療費とか保険掛け金というのは、権利者が全て負担せざるを得ません。

したがって、端的に言えば、子供を養育すればするほど、権利者は住居費を必要に迫られて出さざるを得ませんから、結果として、住居費以外の生活費が減り、困窮することになります。子供を養育する親に対して生活が困窮するような仕組みをつくった。

これが現算定表における特別経費の考え方です。

### ③ 新算定表における特別経費の取扱い

そこで、新算定表はどうしたかといいますと、重大な問題を生じさせる特別経費については、控除しないことにしました。言い方を換えれば、特別経費として一般的に住居費などを基礎収入の算定過程で考慮することは止め、特別な特別経費だけ考慮しましょうということです。衣食住のうちの住居費というのは生活保持義務の対象ですから、この住居費についても生活保持義務の対象として、基礎収入（自由に使えるお金）に含めてしまおうと考えて、特別経費は控除しないことにしました。

一般的に特別経費を控除するということはしませんので、結果として、算定の簡易迅速性は確保されます。

以上のとおりですので、給与所得者の基礎収入については、総収入から公租公課と職業費、この2つだけを控除することになります。新算定表は、職業費については一部費目の計算方法を修正し、公租公課については可能であれば実額で認定することとしました。

### (2) 自営業者

自営業者について、簡単に少しだけお話ししておきます。10頁の図1をご覧ください。これは、確定申告書Bの書式です。自営業者の総収入は、左上の収入金額(売上)ではなく、右上の㉔の「課税される所得金額」というものを前提として考えます。

㉔の「課税される所得金額」を算出する際、左下の㉑の社会保険料をすでに控除していますので、自営業者の公租公課は、住民税と所得税だけです。社会保険料はすでに総収入の認定で考慮されているのです。

図1 確定申告書 B

②⑥の「課税される所得金額」は、①所得金額から、②⑤所得控除を控除して算出しています。①の所得金額は、⑦の営業等の収入（売上）から経費（職業費）を控除して算出しています。

現算定表は公租公課及び特別経費を控除して基礎収入を算出してきましたが、新算定表は、給与所得者の場合と同じ理由で特別経費は控除しません。

#### 4 生活費指数

次に、生活費指数についてお話します。どのような割合で大人と子供にお金を分配するかという生活費指数について、現算定表は、「生活保護基準」と「学校教育費」を利用して標準化しました。

#### (1) 生活保護基準の利用

##### ① 生活保護基準とは

生活保護基準には、生活扶助とか、住宅扶助とか、あるいは医療扶助とか、いろいろな扶助があります。そのうちの生活費ということで、現算定表は、生活扶助を利用しました。

生活扶助は第1類と第2類に分かれていて、第1類は、個人単位で必要なお金です。食費とか衣服費のことでして、何歳であればいくらというふうに決められています。

生活扶助の第2類は、世帯単位で掛かるお金です。世帯は、スケールメリットを生かすことができます。単身で暮らすよりも2人で暮らせば、あるいは3人で暮らせば、光熱費とか家具とか、そういったもの

が2倍、3倍必要かという点、そうではありません。世帯の人数が増えると、その世帯のスケールメリットを生かして、光熱費や家具といった費用は節約することができます。生活扶助の第2類は、世帯の人数に応じて金額が決まりますが、人数が増えても2倍、3倍にはならず、少しずつしか増えません。

## ② 現算定表の問題点

現算定表がどのように生活保護基準を利用したかについて、具体的に考えてみます。

例えば、大人1人の世帯では、生活扶助第1類が4万円で、生活扶助第2類も4万円とします。生活扶助額は8万円となります。

次に、大人1人と子供1人（5歳）の2人世帯を考えてみます。子供の生活扶助第1類は、例えば3万円としましょう。大人は4万円です。したがって、生活扶助第1類は子供3万円と大人4万円で合計7万円になります。世帯単位で考える生活扶助第2類は、2人世帯ですと、5万円ぐらいです。そうすると、第1類が7万円、第2類が5万円ですので、生活扶助額は合計12万円になります。

現算定表は、大人の生活費は8万円、子供の生活費は12万円から8万円を控除した4万円と考えました。生活保護基準だけで考えれば、子供（5歳）の生活費指数は50ぐらいになります。

子供の生活費について、このように考えてよいのでしょうか。例えば不正な受給があったなどの理由で、親について生活保護が停止されれば、子供にだけ生活保護費が支給されることになります。そのとき子供の受ける生活扶助第2類は、5万円と4万円の差額の1万円かといいますと、そうではなくて

4万円になります。しかし、現算定表は、子供が1万円で、大人が4万円であると考えていますので、この点が検討される必要があると思います。

## ③ 新算定表の考え方

そこで参考になるのが、子供の貧困率調査です。子供の貧困率というのは昨今、非常に問題になっています。その調査は、これも厚労省のウェブサイト\*4を見て、どうやって考えているのかなと見ますと、子供1人当たりの収入（生活費）については、最も単純な計算方法としては世帯の金額を世帯の人数で割る方法がある、すなわち頭割りする方法が書かれています。

実際には世帯の人数ではなく、世帯の人数の平方根で割るということをしてしていますが、頭割りが子供の収入、子供の貧困を考えるときの最も基本的で簡単な考え方だということは指摘されています。それを取り入れたのが新算定表です。

新算定表は、生活扶助第2類については、先ほどの例でいいますと、子供1人と大人1人で5万円という場合、大人も子供も2万5,000円と考えます。第1類は年齢によって違いますけれども、生活扶助第2類については頭割りをして、1人当たりいくらのかということを考えるべきではないかと新算定表では考えています。

ところで、先ほど基礎収入のお話で述べたように、住居費も基礎収入に含めますので、生活費指数との関係でも住居費も考えます。具体的には、住宅扶助を加算します。この住宅扶助も世帯人数によって金額が変わりますので頭割りしています。

以上のとおり、生活保護基準を利用する点では現算定表と同じですが、新算定表は、世帯人数に

\* 4 : <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

応じて決まる金額については頭割りをするということ、住居費を基礎収入に含めているので住居費についても生活費指数に含めるということ、この2点が違います。

## (2) 学校教育費の利用

次に学校教育費についてお話しします。7頁の別表10のとおり、子供の学習費調査が文科省において隔年で実施されています。現算定表は、そのうち、学校教育費を考慮しました。

現算定表は、学校教育費について、国公立の中等高等学校に子女を通わせている親の平均年収を考慮して、生活保護基準に加算したと言っています。具体的な計算方法はよく分かりませんが、当時の生活保護基準や学校教育費というものを見ていくと、どうも生活保護基準にそのまま学校教育費の金額を足して、55や90といったように5刻みぐらいで多少整理しただけのようです。

新算定表は、最低生活費であっても、学校教育費の平均値は確保しようということで、単純に加算しました。

## (3) 標準化

現算定表は、大人の生活費を100とした場合の子供の生活費を計算し、これを標準化と言っていますけれども、生活費指数を求めました。新算定表においても生活費を標準化しました。

具体的には、7頁の別表9を見てください。子供の人数が変われば頭割りした金額が変わりますので、子供の人数に応じて権利者や子供の生活費指数は変わります。といっても、この別表9を見ていただければすぐに分かりますので、算定の迅速性を損なわせるようなものではないと思います。

## (4) 年齢区分の見直し

子供の年齢区分について、現算定表では14歳以下と15歳以上の2区分でしたが、新算定方式ではこれを3区分又は4区分にしました。14歳以下のうち未就学児（5歳以下）を別区分とし、それからさらに4区分にするのであれば、小学生（6歳から11歳）を別区分とし、3区分でも4区分でも計算できるようにしています。

新算定表は、4区分ではなく3区分で考えています。

## 5 算定式と残された課題

### (1) 養育費の算定

先ほど、3段階で計算すると述べました。1段階目の基礎収入のお話はしましたし、2段階目の生活費指数のお話もしました。3段階目の具体的な算定については、変更はありません。現算定表も新算定表も同じ計算方法です。

3頁の表1で新算定方式の概要を整理していますので、その第3項を見てください。養育費の計算は、細かくいえば2つに分かれています。まず(1)で、生活費指数を用いて義務者の基礎収入から子供に振り分けられる生活費というものを計算します。さらに、その子供に振り分けられる生活費について、(2)では義務者と権利者の基礎収入で案分するという形を取って、養育費（義務者分担分）を算定します。

### (2) 残された課題

残された課題というのは、提言にいくつか書かれていますけれども、その中の1つが、上記の養育費の算定の(2)（案分）にあります。義務者の基礎収入から子供に振り分けられる生活費を、義務者と権利者の基礎収入で案分することで、相応に分担しようとする

点です。一見、公平だと思われそうですが、現実には権利の方が基礎収入は少ないことが多く、義務者と同程度の生活水準を確保するために必要なお金を、単純に基礎収入で案分して分担すると、権利者としては、自分の生活水準を超える生活費についても負担するというようなことになりかねなくて、その結果、養育費が払われても、生活費指数と同程度の子供の生活費が確保されないことがあります。

例えば、義務者の手元に残るお金と子供の生活費を比べてみると、子供の生活費指数が55であるにもかかわらず、30程度であるということがあります。

### (3) 婚姻費用の算定

同じく3頁の表1に戻って、第4項の婚姻費用の算定を見てください。

婚姻費用の算定も細かく見ますと2つに分かれています。まずは(1)で権利者世帯としてはいくらの生活費になるのかという計算をします。義務者と権利者の基礎収入(自由に使えるお金)の合計を、権利者世帯と義務者とで振り分けるのです。次に、(2)でその権利者世帯に振り分けられるべきお金から権利者の基礎収入を控除して、婚姻費用を計算します。この計算方法についても変更はありません。

## 6 新算定表の使い方

### (1) 新算定表の概要

新算定表については、14頁の図2を見てください。この新算定表早わかりガイドは、新算定表の使い方を記したものです。

新算定表は、できる限り現算定表を踏襲しました。縦軸、横軸が、それぞれ義務者、権利者の総収入を示していて、現算定表同様、給与収入については25

万円刻みです。

一番右上を見ますと、ここでは3番の算定表を使っていますけれども、養育費なのか婚姻費用なのか、子供は何人いるのか、それぞれ何歳かということ特定して、どの表を使うかを考えていただくということになります。その意味でも現算定表と同じ使い方だと思います。

新算定表は年齢区分が3区分ですので、表の数が増えています。現算定表は19ですが、新算定表は39あります。

### (2) 新算定表の使い方

表の中を見ると、それぞれのマスの中に具体的な金額が入っています。この事例では、義務者の給与所得が400万円で、権利者の給与所得が175万円です。子供1人、15歳の場合、これは400万円と175万円からそれぞれ右とか上に太い矢印を伸ばしていますが、それが交差するマスの7という数字、これが新算定表に基づく養育費です。

新算定表における公租公課は理論値です。職業費は6頁の別表6を使用し、特別経費は控除していません。

この7という数字を得るためにはマスを特定しなければならぬのですが、現算定表でもこのような作業はしていると思います。現算定表は1万円から2万円の幅で養育費、婚姻費用を整理したということで幅がありますが、実際は、6万円から8万円の真ん中で7万円だとか、いや、これは4万円から6万円の幅との境だから6万円だとか、ぎりぎりの数字というものを詰めて協議することが多いはずですので、実際はこの太い矢印と同じように、鉛筆でなぞったりして具体的にどこのマスなのかなということは考えているはずで、作業は変わらないと思います。



### (3) 現算定表の更新

ちなみに、新算定表は、現算定表も取り入れています。それが枠外（表外）の数字です。

新算定表は、無色と薄いグレーと濃いグレーの3色に塗り分けています。塗り分けられた色と同じ色のマスを右上にたどってください。7という先ほど見ていただいた数字というのは濃いグレーのマスですから、この濃いグレーを右上にたどっていくと、枠外（表外）に5という下線を引いた数字に当たります。これは、現算定表と同じ考え方で、最新の統計資料（家計調査年報）と最新の税制（公租公課）を用いて計算した金額です。

今までと同じ考え方だけでも、十数年前の資料、税制ではなく、最新のものを使っていますので、それだけでも参照する意味があると思います。古いものの方がいいという理由はないと思いますので、統計資料、税制を最新のものにした、ただし考え方は今までと変わらないこの表外の数字というのも積極的に活用できると思います。

この表外の数字は、1万円や2万円ぐらい上がっているケースが多いと思います。十数年前と比べて特別経費や職業費が下がった結果、基礎収入が増えたためだと思います。まずはこの現算定表の更新版だけでも使っていただきたいと思います。

## 7 意見書に対する批判について

### (1) 裁判官による批判

新算定表の金額を使用したいときには、主張書面を作成することがあると思います。意見書については裁判官による批判がありますので、文献を紹介したい

と思います。

東京家裁にいらっしゃった松谷佳樹判事が、「法曹時報」66巻6号50頁、51頁において、意見書に対する批判をされています。

2つありまして、1つ目は、現算定表公表から10年以上経過しているけれども、経済指標などに大きな変動はなく、現算定表による金額が目安としての相当性を欠くような事情の変化は伺えないというものです。

しかし、意見書は、現算定表の考え方に問題があるという話を中心的にしています。新しい統計資料を使った方がよいということには触れていますけれども、それは中心的な話ではありません。なお、統計資料には相応の変化がありましたので、この点は見直す必要があります。判例タイムズ1111号でも、このような場合には見直すべきだとされています。

2つ目としては、養育費、婚姻費用などはその状況に応じて都度計算する性質のものであって、精密に計算をしても、状況が変化すると見直すことも多いということを前提として、算定表というのは目安となる標準的な金額を示すという位置付けであって、子供の年齢区分を細かくするとか、公租公課を実額でやるということは、正確かもしれないけれども簡易迅速性の観点から妥当とは思われないというものです。

「目安として位置付けられている」という性質があることは当然そうだと思いますけれども、意見書は、現算定表は目安として不適切な状況にあるのではないかという重大な問題を提起していますので、目安だから使ってもいいという話ではないはずです。

\* 5 : [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_161115\\_3\\_01.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3_01.pdf)

## (2) 意見書、提言の妥当性

子供の年齢区分を細かくするとか、公租公課について実額でやるという点については、正確だと指摘されています。司法において、正確であることは重要ですから、その点は少なくとも評価はされていると思います。

簡易迅速性の観点について疑問が呈されていますけれども、提言では新算定表が提案されましたので、簡易迅速性の観点からは特に問題はなからうと思います。公租公課を実額で計算することについては、多少手間かもしれませんが、3頁の表1のように提言には算定式が載っていて、計算に必要な数値はすべて表などで与えられていて、せいぜい掛け算、割り算があるという程度のもので、10分あれば十分計算はできると思います。そういった意味でも、簡易迅速性の点から問題になるということはなからうかと思えます。

当事者は、新算定表について知っていますし、提言を全て読んでいる人も結構います。そうすると調停の場で、今までこうやってきましたからというだけで現算定表を使うことに納得できる当事者は少ないと思います。代理人としても説得的に主張をしていかなければ、当事者の信頼が得られない場合も出てくることが多いのではないかと思います。そのように皆さん対応していただければ実務は変わっていくのではないかと思います。

なお、提言については、内容の合理性は高く評価されているとして、今後はこの新簡易表が家裁実務等に広く使われることになると思われるとの指摘がされています（判例時報2322号70頁）。

## 第3 算定における諸問題と新算定方式・新算定表

日弁連の提言に関し、補足説明資料として「新算定方式・新算定表の仕組み、使い方及び注意事項に関するQ&A」が公表されています\*6。

このQ&Aは、新算定表について簡単に説明し、また、養育費、婚姻費用の算定との関係で問題となる諸事情について、実務において参照すべきとされている基本文献をおおむね整理したものです。それぞれの項目ごとに参照すべき文献の該当頁が記載されていますので、まずこのQ&Aを見ていただければ、その問題に関する基本文献がすぐに分かります。

本誌では、詳細なコメントは割愛しますが、具体的な項目としては、収入に関する注意事項として、年金受給者の基礎収入の算定方法、権利者又は義務者が高額所得者である場合の養育費・婚姻費用の算定方法などが、修正や応用についての注意事項として、養育する子供が4人以上の場合の養育費・婚姻費用の算定方法、義務者が住宅ローンを負担している場合、養育費・婚姻費用は減額されるかなどが挙がっています。是非、活用していただければと思います。

これら諸事情について、計算例や裁判例も整理した『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル 具体例と活用方法』（日本加除出版）が7月10日に発行されましたので、こちらでも是非ご参照ください。

\*6 : [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_161115\\_3\\_02.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3_02.pdf)



落語家

## 桂ひな太郎さん

桂ひな太郎師匠は、古典落語の本格派であると同時に、市民向けのセミナーで成年後見や相続をテーマにした新作落語を披露する異色の噺家さんでもあります。インタビューでは、成年後見などを市民にわかりやすく伝える技術に膝を打つとともに、亡き古今亭志ん朝師匠への熱い想いに胸を打たれました。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)

### 成年後見落語～わかりやすく伝える極意

—— 師匠は、成年後見制度や相続に関する新作落語を作って、啓発活動をされていますね。そもそも成年後見制度について落語で伝えようとお考えになった経緯をお聞かせいただけますか。

最初は、平成16～17年頃に、司法書士会に呼ばれて『代書屋』という落語をやった際に、落語なら人集めにいいし、わかりやすいから、成年後見制度を題材にして新作落語を作ってくれないかと頼まれたのがきっかけです。それで認知症になったお母さんがいて、どうしたらいいかわからない息子が周りに相談をして騒ぎが起きるみたいなストーリーの大筋を作りました。

ただ、最初は、制度の説明ばかりで、落語にならなかったんです。それで、なるべく説明を省こうと考えました。制度の説明がいくらよくても、落語だから面白くなければ最後まで聴いてもらえないし、退屈させたら結局難しい話だということになるので、とにかく楽しませることを考えました。

どんどん内容を変えていって、今の形になるまでに2～3年かかりました。

—— もう十年以上もやっていらっしゃるんですね。師匠の『後見爺さん』を拝見しましたけれども、しっかり落語の

世界になっていて、面白いですね。

そこに苦労したんですね。どこを面白くしていこうかということで、笑いが起きるところは少しずつできていったんです。

もともと古典落語もそうなんです。みんなが口伝で伝えて、少しずつ面白いところを足したり、削ったりしながら落語ができるので。音楽とか小説とはちょっと違って、人間が何人も重なって出来上がっていくものなんです。だから出来上がっても、また時代と共に変わることもあるんですね。

—— 師匠が社会福祉協議会などでやっている市民向けのセミナーでは、第1部の落語で成年後見制度はこういう場合に使えるという具体的なイメージを持ってもらって、第2部で弁護士などの専門家が制度の解説をしているんですか。

第2部の解説でも、私も専門家と一緒に出て、ちょっと役をやることが多いです。例えば、「任意後見と法定後見があります」みたいな説明が出たときに、私が「でも先生、任意後見なんて利用している人は全体の2%いるかないかなんです。法定後見の説明だけでいいじゃないですか」みたいなことをわざと言います。それで、専門家が、「いや、そうじゃないんですよ。任意後見制度で、自分の老後を自分の意思で決めていくことが大事で、それをやっておいた方が家

族にも迷惑が掛からないんですよ」とあらためて説明したりします。

—なるほど。わかりやすいですね。

そういうふうに対立意見を言った方が、聴きやすいんです。正しいことを100聞くと、聞いた人は90以上忘れちゃうんですよ。でも反対意見を一発言って、それに反論して、「違うんですよ、こうですよ」と言うとわかりやすくなります。

池上彰さんがテレビで解説している番組も、そうですね。池上さんと一緒に出ているタレントたちも、本当は知っているんだけど、質問した方が池上さんの言葉がより浸透するというので質問している部分もあると思うんですよ。

—人にわかりやすく伝える技術ですね。

人に物を教えるときは、正しいことをいっぱい羅列するよりも、どこか1カ所、大事なところでわざと反対行動と貫通行動をすると、人の意識が強く残るんですよ。だから解説の中では、その部分を作っていくということですね。

社会福祉協議会のアンケートでも、それまでよく分からないという回答が大半を占めていたんですけど、そういうやり方をしてから、わかりやすいという意見が80～90%を占めてきました。

—そういえば、『後見爺さん』でも、粗忽な感じの伯父さんがおかしなことを言って、「ご隠居さん」みたいな感じの弁護士が、「それはこうですよ」というやりとりをしますね。

ハつつあん、熊さんがバカなことを言って、ご隠居さんが、「お前さん、何を言っているんだよ、それはこうなんだよ」と言って、「ああ、なるほど、そうなんですか」というのが落語の世界ですからね。

—師匠の落語の中で、「統計的に4人に1人が認知症になるんです。この中でいうと…」と言って会場の前列をじっと見て、笑いをとる場面がありますね。あれも、その確率が具体的にイメージできて、説得力がありますね。

2025年頃には、予備群も含めれば、65歳以上の4人に1人ぐらいが認知症になるという話ですね。あれで会場に並んでいる人を指さすと、わかりやすいし、みんな笑ってくれていいんですよ。

世界がもし100人の村だったら、生活に困っている

子どもは何人ですというのと一緒ですよ。分かりやすいじゃないですか。世界中に飢餓で苦しんでいる人が何億人いると言ってもぴんとこないけど。

—長年、成年後見制度を伝える活動をなさってきたことで感じるようになったことはありますか。

高齢者が騙されたり、困ったりするのを見守って助けるということ言えば、後見制度だけじゃなくて、振り込め詐欺に対する警察の対応とか、地域の見守りも必要で、町のいろいろな人が連携する必要がありますね。例えば、騙されてお金をとられたら弁護士に頼んで裁判という場合もあるし、ケアマネージャーが身上監護的なことを様々に取り決める必要がある場合もあります。そういうことが4～5年やって飲み込めてきて、それからは自分でやりやすくなりましたね。

最初はよく分からないから、自分の知っている一部の範囲で話をしていた、中途半端だったんだと思います。今は総合的にその地域でどういうふうになっているかみたいなのも全部調べてからじゃないと、うっかりしたことを言えないと感じます。

## 噺家になった経緯～志ん朝師匠の思い出

—話は変わりますが、噺家になろうと思ったきっかけを伺えますか。

高校生のときに、群馬の高校にしては珍しく、落研（落語研究会）があったんですよ。それまで恥ずかしがり屋で人前ではしゃべれなかったんですけど、素人がクラブ活動で落語をやっているのを見たら、すごく下手で、これなら自分でもできるんじゃないかと安心して始めたんです。

そうしたら素人というのはある程度うまくやれば、プロよりも受けるんです。歌でも、素人で小節がきいて、子どもが歌っていれば、みんなワーっとなるのと同じです。それで、自分の方が今テレビに出ている人より笑いが取れると思って、プロになりたいなと思っちゃったんです。

—古今亭志ん朝師匠に弟子入りされたのは、どうしてですか。

最初は、三遊亭圓生師匠にあこがれていました。でも何か難しそうなおじさんだし、怖いというか、勇気がなくて、踏ん切りがつかないでいたんですよ。

H27年度 市民ふくし講座  
～落語で知ろう成年後見制度～

落語家 桂 ひな太郎 師匠



そうしたら、ある日、ラジオですごく調子がよくて、明るくて、ワーッと笑いが取れるテンポのいい落語を聞きました。こんな人は初めてで、何という人だろうと思ったら、古今亭志ん朝でした。そうしたら急に、この人の弟子になりたいと思っちゃったんです。ほれ込んだので、この人の弟子以外はなりたくないと思ったんですよね。

——私も初めて志ん朝師匠の落語を聞いたときに、トントントンとテンポがよくて、なんて面白いだろうと引き込まれました。

志ん朝師匠は、テンポがいいし、分かりやすいんですよ。例えば、立川談志師匠は、噺そのものじゃなくて、あの師匠の人間性というか、あくの強さみたいなものでやっていますよね。うちの師匠は、噺そのものを楽しく聞けるんです。

——弟子入りはすんなり認められたのですか。

落語に関する本を見ると、いきなり弟子を取る師匠はいなくて、みんな断るけど、どうしても弟子になりたいと言えば、たいがい取ってもらえると書いてあったので、断られるのを承知で行きました。

案の定、断られたんですけど、「じゃあ、ご迷惑でもすみません、毎日来ます」と、脅かすみたいなことを言っちゃったんですよ（笑）。そうしたら、対応に出たおかみさんが、「毎日来るって、あなたはどこから来るの?」と。「群馬県です」と言ったら、おかみさんは、東北の方のすごい遠いところだと思ったらしくて（笑）、「そんな遠いところから、毎日どうやって来るのよ?」みたいな話になって。それで、おかみさんが、「こういう子が来て、半端な気持ちじゃないみたいだから、ど

う?」と言ってくれたみたいで、「すぐには会えないけど、何日来れば会えるから」と言われました。それで、その日に会いに行って、わりとすんなり決まっちゃいました。

——初めは、師匠の家に住み込みで身の回りの世話みたいなことをされたんですか。

そうです。住み込み同然です。師匠の家から歩いて2～3分のところに3畳1間のアパートを借りて、朝から晩までずっと師匠の家で、寝るために帰るだけでした。夜中の1時、2時に帰って、朝6時前に起きて、師匠の家に行くみたいな。

師匠の家に来て飲んでる人がいっぱいいて、帰らないんですよ。そのうち麻雀でも始めて、負けると居残ってずっとやって、朝、行くときまだいるんですよ。それで、寄席に行って、帰ってきても、まだいるんですよ（笑）。もう2泊3日みたいな感じで居続ける人がいて（笑）。そういう人の食事の支度までしなきゃいけないので、今のブラック企業の社員よりつらいんじゃないかなと思うぐらい……（笑）。

——お弟子さんになってみて、志ん朝師匠はどんな師匠でしたか。

それはもう素晴らしい人でした。人間的にも素晴らしいし、芸はもちろん素晴らしいし。だけど弟子に対しては、一番厳しかったです。

というか、いい師匠なので、夜中でも人がたくさん集まってくるんですよ。だから寝る時間がなくなるんですよ。

——志ん朝師匠のことが好きで、みんな集まってくるんですね。

そうですね。また志ん朝師匠は、そういう人に対して、とてもよくするんですね。食事も出すし、いろいろなお世話もしますし。噺の稽古に来る人もいますしね。

お手伝いさんを雇おうとするんですけど、仕事が大変だから、居着かないんですよ。そうすると結局、掃除、洗濯から食事の支度まで、全部弟子に回ってくるんです。

その噂が広まったので、私の後には、12年間、1人も弟子が入ってこなかったんです。

——そういう内弟子のようなことは、いつまで続いたんですか。

12年間は弟弟子ができなかったので、二つ目になっても前座と同じ仕事をしていて、真打ちになるすぐ前ぐらいまでやっていました。

— 二つ目、真打ちと上がっていったときは、やはりうれしかったですか。

普通は、前座の修業を4～5年やって、二つ目になると自由になれるので、うれしいんです。でも、私は、二つ目になってからの方が大変だったんです。前座は半日間、寄席で働くんですけど、二つ目になったら縛られる時間がないんですよ。ということは、四六時中、師匠の家のために何かしてくれというふうになるんですよ(笑)。

じゃあ、真打ちになったらうれしいかという、真打ちになっても、さっきの状態はあんまり変わらなかったんですよ。多少下に弟子が入ってきたんですが、なかなか居着かないし、たまに師匠の家に行くと、身の回りの世話がちゃんとできてなくて、結局私が半分やるみたいなのがあって。

— ご苦労されたんですね。

また真打ちになるのを一度辞退したのがいけないんです。

— えっ、真打ちを辞退なさったのですか？

落語協会が私を真打ちに抜擢すると決めて、そのまま黙っていれば、18人か20人抜いて真打ちになるはずだったんですが、私が「それはおかしい」と言っちゃったんですよ。

私は、志ん朝というみんなが認める人の弟子で、たまたまその年にNHKの新人演芸コンクールで優勝したので、真打ちという話になったんですよ。ただ、そこに他の有名な師匠の弟子を2～3人くっつけて一緒に真打ちに抜擢するという話になったので、その矛盾が許せなかったのと、私が抜くことになる人の中に自分より腕がいいと思う人がいたのも、矛盾を感じました。その人も真打ちに入れてくれればと言ったら、「それは関係ない」と言われるわけですよ。「それなら真打ちにならなくていいです」と言って、「生意気な野郎だ」とか言われて。

ただ、ありがたかったのは、うちの師匠はそれが理解できる人なんです。「お前、そういうことをぐずぐず言わなくてもいいんだよ。協会が決めて、会長が決め

てくれたことは、ありがとうございますとえばいいんだよ」、「だけど、もういいや、分かった。俺も確かにそう思うから断ってくる」と言って、師匠が断りました。

そういうことがあって何年かしてから真打ちになったので、私としてはうれしくなかったんです。

— そういう筋の通し方って、なんだか噺家さんらしいなと思います。

そうなんです。自分で噺家気取りだったんですよ。「噺家は腕があれば食えるんだから、別にいいよ」と。本当に真打ちの資格をもらっても、実力のない人がいっぱいいて、うちの師匠も嫌がっていたんですよ。だから志ん朝師匠からは叱られなかったんだけど、周りの師匠たちからは、生意気だとか、いい気になるなとか、いろいろなことを言われました。

— 志ん朝師匠の芸風を一番継いでいらっしゃるの、ひな太郎師匠だと言われていますね。

私は、師匠の真似事しかしてなかったというか、あこがれてなったので、ついつい。

若いときはいいんですよ。うまい人の真似をしているから、物真似芸人みたいなもので、ワットとなるけど、自分の芸が固まりかけたときには、やっぱり他人のものなんです。見ている人は、最初は褒めてくれても、だんだん、「年がいったら自分のテンポでもうちよっと遅くしゃべった方がいいけどな」なんて言ってくれる人が出てきて、確かにそうだなと思ったりもします。

だからって急にテンポだけ遅くしてもだめなんです。若い時にあこがれた師匠の形ばかりを追いかけていたから、そういう切り替えがうまくできないという。自分の才能はそれまでなんだと感じます。自分で自分のことを理屈で責めるところがあって。

逆に、そういう理屈っぽいところがあるから、成年後見落語が向いていたのかもしれないけど。

#### プロフィール かつら・ひなたろう

群馬県出身。1977年 古今亭志ん朝に入門、前座名志ん坊。1981年 二つ目昇進、古今亭志ん上に改名。1993年 真打昇進、志ん上の芸名のまま。2001年 師匠古今亭志ん朝 他界。2003年 九代目桂文楽門下に入門、桂ひな太郎に。2005年 成年後見落語「後見爺さん」を発表。以来全国各地で講演を行う。1988年 NHK 新人演芸コンクール 落語部門最優秀賞、1991年～93年 日刊スポーツ新聞社主催日刊飛び切り落語会 奨励賞(現飛び切り大賞) 連続受賞、1993年 国立花形演芸会 花形演芸大賞受賞。

## 南スーダン日報問題から「戦争と報道」を考える

人権擁護委員会 報道と人権部会 委員 藤原 大輔 (65期)

### 1 はじめに

人権擁護委員会報道と人権部会は、現在、「戦争と報道」をテーマに研究に取り組んでいる。2017年6月2日、第1回の勉強会として、南スーダン日報問題を世に知らせたジャーナリスト布施祐仁氏を講師としてお招きし、戦争と報道の現状・問題点について講演して頂いた上で、参加者との議論を行った。

南スーダン日報問題とは、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に参加している自衛隊の活動記録である「日報」につき、情報公開請求を受けた防衛省は破棄したとしていたにも拘わらず、実際にはこれが保管されていたことが明らかとなった問題である。この「日報」を防衛省が隠蔽したことは情報公開制度に対する軽視の何よりの証左であり強い批判を免れないが、当部会ではこの問題を違う観点から捉えることにした。

すなわち、南スーダンにおけるPKOに関しては、国会では稲田防衛大臣の「戦闘／衝突」答弁が問題とされ、この国会での議論については連日報道されていた。しかしながら、「日報」によって明らかになったことは、国会で上記議論がされている際、既に、現地の自衛隊宿営地のすぐ近くで『激しい戦闘』(日報からの引用)が行われていたり、ロケット弾や戦車砲弾が着弾していたという事実である。

日本のメディアは「戦闘」があったことを知らなかったのか、知らなかったとすればそれはなぜなのか、知っていたとすればなぜ報道されなかったのか、そうしたことは、ほとんど問題とされていない。安保法制により、自衛隊の武力行使が可能とされた今、戦地における報道について、私たち自身の問題として考える必要がある。

### 2 布施祐仁氏の講演内容

南スーダンの自衛隊宿営地のすぐ近くで『激しい戦闘』

が行われたのは、2016年7月10日、11日のことであった。人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチはこの南スーダンの自衛隊宿営地周辺の状況を報じていたが、当時日本メディアは大々的にこれを報じることなく国民の注目も集めなかった。そして、日本政府が公表していた自衛隊宿営地周辺の状況は「散発的な発砲事案や衝突が発生」という全く事実と反するものであった。同年9月、11月に共同通信や朝日新聞による報道があったものの、事案発生後、時間が経過し過ぎていた感は否めない。布施氏は、同月16日に情報公開請求を行ったが、防衛省は「日報」を破棄したとして隠蔽し、その後公開された文書によれば明白な戦闘が起きていたという事実が判明した。しかし、現地に派遣される自衛官の家族説明会でも、宿営地周辺は「平穏」とであると説明され、「戦闘」が起きていた事実は隠されていた。

なぜ、このような自衛隊に関連する重要な事実が隠蔽されたのか。2016年7月の「戦闘」があったことを隠蔽しての「衝突」「散発的な発砲」という事実に反した政府の公表、同年9月に安保法制に盛り込まれた自衛隊の新任務「駆け付け警護」、2017年2月に「日報」の存在が判明したことを政府が公表、同年3月の自衛隊の南スーダンからの撤収決定。このような事実経過をみれば、「駆け付け警護の任務付与という実績づくりと、隊員の安全確保を両立させる綱渡りのタイミングでの撤収判断」「自衛官が死ねば政権が飛ぶかもしれない」(2017年3月29日付け毎日新聞)の指摘は正鵠を射ていると言えるだろう。

次に、なぜ、日本のメディアが報道を行わなかったのか。外務省が公表する海外安全情報において最大レベルの危険「レベル4(退避勧告)」とされると、外務省から、メディアに対し、渡航滞在を見合わせるよう強い要望が出される。仮にジャーナリストらが現地に残っても、政府は、退避勧告を出しながら取材を認めるというのは背理であるという理

由で自衛隊に取材をさせない。このようにして南スーダン現地に関する情報は日本国内ではほとんど報道されなくなってしまった。メディアは国民の知る権利に奉仕する必要不可欠な存在であり、一般人と同様に扱うことはあってはならない。

国民の耳や目を奪った状態で、政府が事実を隠蔽し、事実を改ざんした上で、軍事組織を海外に送るようなことが許されるべきではない。文民統制の崩壊である。

### 3 終わりに

文民統制とは、主権者である国民が、選挙により選出された国民の代表を通じ、軍事に対して最終的判断・決定権を持つという国家安全保障政策における民主主義の基本原則である。これが意味するところは、国民が事実を知った

うえで最終的判断・決定をするということであり、決して、事実を知らされていない国民から選ばれただけの国民の代表（政府）が最終的判断・決定をすることを許すものではない。

自衛隊による武器使用や政府による事実を反した発表、これに対して国民からの強い批判や議論が生まれていない現状。太平洋戦争中の「大本営発表」と我が国を取り巻く状況を想起し、底知れない不安を感じるのは私だけだろうか。マスメディアの戦争責任を体験として語る日本国民こそが、「戦争と報道」の問題について、正面から取り組む必要があると思われる。当部会は、これからも引き続き、この問題について、調査・研究を深め、議論していきたい。

# News & Topics

## 東京三会共同主催 国際セミナー&パーティ 「国際会議・国際セミナーに参加しよう！」

国際委員会研修員 竹原 朋子 (69期)

2017年6月8日、東京三会共催国際セミナー&パーティが弁護士会館クレオにて開催された。毎年東京三会がセミナー、パーティ、事務局の作業をそれぞれ持ち回りで担当し、開催しており、今年は、第一東京弁護士会がセミナー本体の企画・実行を担当し、第二東京弁護士会がパーティを担当し、当会は統括会として、国際委員会のメンバーが本セミナーの事務局機能を果たした。

### 1 セミナーのテーマは 「国際会議・国際セミナーに参加しよう！」

(1) 本年は、8月にAIJA、9月にLAWASIAの東京開催の国際大会があり、国際会議やセミナーへの絶好のアクセスの年である。115名という参加者数が関心の高さを示した。

セミナーは三部構成で、第1部は国際団体と活動が紹介された。AIJA（若手国際法曹協会。本部ブリュッセル、アジア人会員少なく日本人を歓迎）、IBA（国際法曹協会。世界最大の法曹団体で世代を超えた交流とネットワーク構築が特長）、IPBA（環太平洋法曹協会。アジア拠点で、日本人創設の唯一の国際団体）、UIA（世界弁護士連合会。拠点パリで欧米からアジアに拡大、日本人に活躍の機会）、LAWASIA（アジア・環太平洋地域の法曹と学者、法律専門職の参加する国際団体）の5つの団体がある。各団体の要職にある弁護士からの団体紹介では、各団体のイベント写真など、スクリーンに魅力的な未知の世界が映し出され、参加者の関心を集めた。

(2) 第2部は、国際団体の要職にある平澤真会員（IBA）、同じく廣瀬元康会員（UIA）、国際会議に参加経験のある光野真純会員、加藤一真弁護士（一弁）、赤羽根大輝弁護士（二弁）、森田裕子弁護士（二弁）をパネリスト

として迎え、遠藤洋一弁護士（一弁）をモデレーターとして、国際会議に参加する意義・参加の心得についてパネルディスカッションが開催された。その最大のメリットは、信頼できる国際的ネットワーク形成であり、一番の早道はセッションのスピーカーになることであるが、それが困難な場合には、得意な分野（スポーツや音楽等）のソーシャルイベントへの参加も良い。隣り合わせた他国の参加者とランチを共にするのもネットワークへの第一歩である。初参加時の不安は、ほんの少しの予習で払拭され、参加体験は大きな自信に繋がる。雇用弁護士を代表して、会場の早川吉尚会員からは参加に必要なサポートの声も寄せられ、若手の参加を後押しして下さった。

(3) 第3部は、「LAWASIAへ行こう！」と題して、LAWASIA前会長である鈴木五十三弁護士（二弁）により、大会プログラムに沿ってアジア各地域の事件の日本社会への影響、アジア太平洋地域全域の安定した紛争解決制度の必要性、司法の独立と法の支配を実現するために弁護士の果たすべき役割について、将来の業務に関わる有益な検討が行われた。9月のLAWASIA東京大会が若手にも国際業務、国際ネットワーク作りへの扉を開くものと期待が高まった。

### 2 懇親会

セミナー終了後、隣接のパーティ会場で懇親会が開催された。国際パーティの名にふさわしく、ドイツと日本の司法修習生等も参加し、日本酒の利き酒やマグロの解体ショーなど、日本の伝統的な食文化を堪能する夕べのひとつとなった。LAWASIA東京大会組織委員長の山岸憲司会員が「国際交流も最後は言葉より心」という逸話をご挨拶の中で紹介され、会場はリラックスした雰囲気にも包まれ、9月のLAWASIA東京大会への期待がより一層高まった。

## シンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日(6月23日)を迎えて—」 沖縄戦写真展 開催

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 滝沢 香 (40期)

6月23日は沖縄の「慰霊の日」だ。第二次大戦における沖縄戦が組織的な戦いとして終了したのが1945年のこの日(22日説もあり)であることから、毎年、沖縄では慰霊の行事が行われている。人権擁護委員会沖縄問題対策部会では、日本の国土の中で唯一地上戦が行われた沖縄戦のことを風化させてはならないという思いから、「慰霊の日」に合わせて、沖縄戦写真展(6月19日～24日)およびシンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日(6月23日)を迎えて—」を開催した。

弁護士会館1階フロアで開催した写真展は、本年6月12日に亡くなられた大田昌秀元沖縄県知事が設立した沖縄国際平和研究所、大田昌秀編著「写真記録沖縄戦」の出版元株式会社高文研および沖縄タイムス社から協力いただき、60点の写真を展示した。本土防衛、国体護持のための時間かせぎの捨て石とされた沖縄戦では、多くの住民を巻き込み、兵力を補うため、中学生以上の男子生徒と師範学校の男子生徒は「鉄血勤皇隊」「通信隊」に、女子生徒は「看護要員」に編入され、県民の4分の1が犠牲になった。写真に接すると上陸戦の悲惨さに胸を締め付けられる思いがした。期間中約600人を超える方が訪れた。



6月24日のシンポジウムでは、最初に、都立調布南高校同窓会伝統芸能同好会「神和海—みなみ」の皆さんに演舞「エイサー踊り」を演じていただいた。

その後、第1部では、1944年8月22日に、米潜水艦の魚雷攻撃で撃沈された対馬丸の事件で姉2人が犠牲になったご遺族である外間邦子氏(公益財団法人対馬丸記念会常務理事)にお話をいただいた。サイパン陥落直後、沖縄への10万の兵の配置を決めた日本軍は早々に学童集団疎



開命令を出した。対馬丸には学童と一般疎開者を合わせた1800人が乗船しており、犠牲者の1000人以上が15歳以下。戦時中は箝口令がしかれ、家族は子を思って嘆くことも許されなかった。外間氏は、生きられなかった子どもたちからのメッセージとして、命・平和・未来の大切さを今の日本の状況の中で伝えていくこと、二度と戦争を起こしてはならないことへの思いを強く語られた。

第2部では、行政法がご専門の武田真一郎氏(成蹊大学法科大学院教授)から、「辺野古の今」として、3月に岩礁破碎許可の期限が切れたにも関わらず、国が工事を続行している辺野古の問題についてお話いただいた。翁長知事による埋立承認取消をめぐる昨年9月の福岡高裁那覇支部判決および12月の最高裁判決が誤っていることを行政法の解釈に基づき明快に説明された。そして、埋立を止める手段として、知事による埋立承認の撤回が有効であり、このためには県民投票を実施して、現時点で埋立承認の効力を維持することが公益に適合しないことを証明する必要があることを、かつて吉野川河口堰の建設を住民投票によって中止させたご自身の経験を踏まえて力説された。

シンポジウムには約210人が参加し、アンケートも多数寄せられた。今後も沖縄戦の犠牲者を悼み、新たな基地建設を許さないという沖縄の人々の思いに寄り添った取組を続けていきたい。

# 理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



## 東京弁護士会の内側から見た ダイバーシティ

副会長 平沢 郁子 (41期)

副会長就任から2ヶ月半経ちました。すっかりなじんで、夜事務所に戻ってパソコンを立ち上げる際、役員室のパソコンのパスワードを打ち込んでしまう有り様です。

現在、全副会長は、事務局職員の時間外労働時間の削減策に取り組んでおります。データを見ますと、労働時間はおしなべて増加傾向にあります。ことに、今年の4、5月は多く、このままでいくと事務局の残業時間が過去最高になることが分かったため、急遽、理事者全体で削減策に取り組むことになりました。

事務局職員の就業時間は、平日9時から17時（7月20日から8月31日の間は9時30分から17時）です。現在、各委員会に、①対外的な文書起案、折衝は委員で対応していただく、②本会議以外の各種部会、PTなどは委員で対応していただく、③会議の資料準備は事務局の時間外にならないようにしていただくなどをお願いしている最中です。事務局には積極的に育児に関わっている男性職員もあり、ダイバーシティの観点からも、事務局職員の時間外労働時間の削減を推進しようと思

っております。

他方、私の役員室での日々は、委員会対応以外に、広報担当として不祥事が起きたときの会長コメントの文言を検討したり、研修センター担当として研修会参加率の向上策を検討したりするなどのもろもろの件が続き、合間に、次から次に来る稟議書をチェックしては押印することの繰り返しです。稟議事項全体では1日に90件ほどらしく、最初は、はんこ押しマシンになったような気がしていましたが、今は慣れて、稟議書を通じて、弁護士会の動きが分かるようになりました。

副会長になったおかげで、会の内側から会全体のことが見渡せるようになり、一気に視野が広がった気がしております。大変ですが、面白く、貴重な経験をさせていただいていると感じております。今後は、女性はもちろん、若い期の方々にもどんどん副会長になっていただき、多様な視点で会務を運営していただくことが、会にとってはもとより、当人にとっても望ましいことだと実感しております。

## もがつばpart24「ヒーローたちのラブソディ」

副会長 磯谷 文明 (46期)

「もがつば」をご存じでしょうか。「もがれた翼」、略して「もがつば」は、当会子どもの人権と少年法に関する特別委員会が1994年から作り続けてきた、子どもたちと弁護士によるお芝居です。今年は8月19日と20日に、文京シビックホール（小ホール）で開催されます。「もがつば」史上初の三回連続公演の予定です。

何を隠そう、私自身もウン十年前、出演したことが

あります。台詞の少ない端役だったはずなのに、フタを開けてみれば準主役。最終リハでも台詞が出てこそ、前夜は試験勉強以上の突貫工事で台詞をたたき込みました。

今年は、道を踏み外した少年が立ち直りのきっかけをつかむお話。シナリオのゲラ段階で早くも目が潤んでいるのは私だけではないはず。「俳優」さんたちの熱演を期待しています。

## 刺激のあなたに未来が見える?!

副会長 松山 憲秀 (46期)

会員の皆様、こんにちは。私は日弁連常務理事兼務として、毎月1回、二日間にわたって開かれる日弁連理事会にも出席しています。例年、両日とも、ほぼ午前10時から午後5時まで、7時間以上にわたって審議や報告がなされると聞き、相当のしんどさと睡魔との闘いを覚悟していました。豈図らんや。思いのほか刺激的な議論に覚醒させられ、毎回、せっせとメモを取る自分に遭遇しています。私が覚醒させられている理由はただ一つ、面白いからです。話題が興味深く、入れ代り立ち

代り、実に個性豊かな方々が色々な発言をされるんですから、面白くないわけがありません。私たち弁護士が取り組む課題は、解決の難しいものが少なくありません。その現実に怯むことなく、コツコツと取り組むことが求められます。日弁連だけでなく、我が東弁にも、また、他会にも、この地道な取組を実践されている方が大勢おられます。

私は、その姿を間近に眺められることで、おおいに覚醒させられています。皆さんも如何ですか!?

## 弁護士業務改革シンポジウムについて

副会長 露木 琢磨 (46期)

本年9月9日(土曜日)に、日本弁護士連合会主催の「弁護士業務改革シンポジウム」が、東京大学本郷キャンパスにおいて行われます。

このシンポジウムは、人権大会、司法シンポジウムとともに、日本弁護士連合会の代表的な催しであり、東京で行われるのは、平成7年以来22年ぶりのことです。

東京の三弁護士会は、実行委員会を組織し、地元会として着々と準備を進めています。

今回のシンポジウムは、「新時代に求められる弁護士の使命と役割」というスローガンを掲げ、9つの分科会と1つのセミナーを開催いたします。

東京弁護士会といたしましても地元会としてたくさんの会員の皆様の参加が必要なところであります。

東京弁護士会の参加者の目標は、600人以上ということになっておりますので、会員の皆様には、是非ご参加のほどよろしくお願いいたします。

## 東京三会

副会長 榊原 一久 (48期)

副会長に就いてから3か月が経ちましたが、東京弁護士会の運営において大きな存在となっているのが「東京三会」の存在です。

皆様もちろんご存じだと思いますが、東京には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会という三つの弁護士会があります。三つの弁護士会はそれぞれ会長をはじめとする理事者があり、事務局も別で、霞が関の弁護士会のフロアも別です。それぞれの弁護

士会が独立して存在しているわけですが、三会が一緒に運営していることも実は多く、私の担当する刑事弁護委員会、裁判員、法律相談などは、「東京三会」が集まる会議がそれぞれ多数あり、それ以外でも「東京三会」の委員会がたくさんあります。「東京三会」それぞれ考え方が異なっていて、意見統一が大変と感じる時もありますが、様々な意見があることを発見したりなど、「東京三会」の存在は侮れないなあと感じる次第です。

## 執行力の強化を目指して

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

今年度の執行部の方針として、執行力の強化は重要課題の一つです。

今回の定期異動では、事務局合計23人の人事異動を行いました。執行力強化の観点から例年に比較して大規模な人事異動です。8月1日から、新たな事務局体制が始まり、各課の仕事の効率の向上と会員に対するより良いサービスの提供を目的とするものです。

また、業務量の増大に伴い会員課の組織が肥大化してきました。そこで、会員課の所管である会務活動関

係、厚生関係(運動会の主催など)等を総務課の所管に移しました。会員課には、入退会手続、各証明書発行手続、弁護士会照会手続に特化して、より効率的な業務の遂行を目指します。

事務職員の方々には今回の異動で大変なご負担をかけ、また会員の皆様におかれましても、多数の委員会の担当事務局が変更し戸惑われるかもしれませんが、宜しくご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第71回 「共謀罪」について、呼びかけてみた！

憲法問題対策センター事務局長 西田 美樹 (54期)

6月15日朝7時46分、いわゆる「共謀罪」を内容とする法律が成立した。委員会で採決をせず、中間報告という異例の形を取って参議院本会議で可決されたのである。この法律について、東京弁護士会は、去る6月19日に、「いわゆる『共謀罪』処罰法の成立に抗議し、ただちに廃止することを求める会長声明」\*1を出している（当会ウェブサイト→私たちのメッセージ→会長声明）。

東京弁護士会でも複数回にわたり、街頭宣伝で「共謀罪」に反対するメッセージを市民に対して語りかけてきた。街頭宣伝で、「共謀罪」がどんなものかということが市民に対して浸透していないことを痛感した。そこで、私は、5月中旬から6月15日まで公開のSNSで、「共謀罪」を解説してみた。字数の関係で半分だけ紹介する。

**1** こんなことを考えたら罰せられるかもしれないと思うだけで、私たちは自由にものを考えられなくなる。権力に批判的なことは特に。そして、批判することができなくなる。批判のないところに、健全な民主主義は存在しない。

**2** 昔々、あるところに、おじいさんとおばあさんがありました。おじいさんは山へ柴刈りに、おばあさんは川へ洗濯に行きました。おばあさんが洗濯をしていると、向こうの方から大きな桃がどんぶらこ、どんぶらこ（中略）ももたらうは鬼が島へ鬼退治に行こうと思ひ、犬と猿とキジにきびだんごをやって、一緒に鬼を退治することにしました。

鬼退治→暴行、傷害、殺人、強盗。そしたら、犬と猿とキジはきびだんごをもらった時点で共謀罪が成立かな。おばあさんがきびだんごの材料を買いに行ったのはどうかな。そもそもおじいさんの柴刈りが偵察行為で共謀罪だったりして。いやいや、お国のためにやるのだから、時の政権ノープロブレムというオチも。

**3** 共謀罪版ももたらう。「きびだんごをもらっただけで罪になるなんて書いたらやばいでしょ」と友だちに言われました。「それだけで罪になるわけない」「そんなデタラメを書いたら、それこそ罪になる」と言うのです。共謀罪は行為に出なくても犯罪行為の合意があって準備行為があると見なされれば捕まります。合意があるとわかるということは、その前から捜査の対象になり、監視されているということです。

さらに。この程度のことを一私人がSNSに書いただけで、罪になると感じている今って、どんだけ息苦しいんだと、背筋が凍りました。

**4** ～生活はすべて政治活動だ

私たちは、普通に生活をしているだけで政治に関わっています。買い物に行く。消費税を支払っています。消費税を決めるのは政治です。会社で働く。働き方は労働基準法が決めています。これも政治です。

消費税についてもっと考えたいねと呼びかける。ブラック企業だから、対抗手段を相談しよう。すべて政治活動といってもいいのです。

その政治活動が組織犯罪ですと認定されたら、あなたは、「処罰されるおそれのない一般人」ではなくなり、共謀罪の対象になります。

**5** 一般人は処罰の対象にならないと政府は答弁します。一般人って誰でしょうか。誰が決めるのでしょうか。共謀罪は人ごとではないのです。犯罪者になるのはあなたです。私です。自分のこととして、共謀罪に反対してください。（6月9日池袋街頭宣伝スピーチ抜粋）

共謀罪成立のその後は？

まずは笑おう。自由に話そう。自由にもの申そう。自由に行動しよう。萎縮させようとする権力の思惑には一切のらず、スキップしながら明日を信じよう♪

\*1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-477.html>

平成29年6月8日開催 東京地方裁判所委員会

## 「調停制度について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 柴垣 明彦 (44 期)

去る6月8日に開催された第41回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「調停制度について」です。

### ◆裁判所からの説明

まず、東京簡裁の岡光民雄総括裁判官から、墨田庁舎で行われている調停を中心に、制度の説明・具体的な手続の流れ・データの紹介・広報などについてそれぞれ話がありました。調停制度のメリットとして、手続が簡単・実情に合った円満解決を目指せる・訴訟に比べ費用が安い・非公開であるからプライバシーが守られる・比較的短期間で解決可能・相手方と直接交渉する必要がないなどの諸点が強調されていました。東京簡裁の平成28年の既済事件のうち、調停成立が30%・調停に代わる決定が21%で、合わせると過半数の事件が解決をみたということでした。思ったよりも解決に至る事案が多いなという個人的感想を持ちました。また、広報として、消費者センター相談員などに対して年2回模擬調停を行ったり、大学や企業への出張講義、日本調停協会連合会を通じた無料相談会などを実施しているということでした。このあたりは、弁護士でさえ知らない状況ではないでしょうか。

次に、墨田庁舎で一般調停委員をしている方から、調停委員として当事者の心情に配慮した雰囲気づくりをしており、共感を示しながら話を聞き、信頼関係の構築に努力しながら手続を進めているという話がありました。また、具体例として、①近隣紛争、②離婚後の年金分割に絡む紛争、③労働問題に絡む紛争の調停成立事例が紹介され、他方、④桜の木を巡る案件で紛争当初からの相手方の態度が許せず結果として不成立となった事例が報告されました。

### ◆意見交換

調停事件の新受件数が減少傾向にあることを踏ま

え、広報をどのように充実すべきかが議論されました。委員からは、「紛争自体が減少しているとは思わない、制度自体の認知度が低いのではないか」との指摘がありました。マスコミ勤務の委員からは、制度自体を取り上げるのでは記事としてあまり面白味がないが、他方、個別具体的事例を踏まえたものであれば、記事として充分に取り上げる価値はあるのではないかと意見がありました。さらに、大学における法教育が足りないとか、高校生や中学生にも、トラブルの実例やその対処方法などを具体的に教えていく必要があるなどの指摘もありました。具体例としても、いじめ問題や介護問題などを例にして説明することが理解を深めるのに有益ではないかという意見がありました。

やはり、どのような場面でこの制度が利用できるのか、具体的な事例をもとに広報していくことが必要なのではないかと思いました。実は、この点は弁護士会の広報にも言えることであると思います。制度自体の周知とともに、どのようなときにどのような制度を利用できるのか、広く市民にイメージを持ってもらうことが必要だと思います。

裁判所からは、今年は高校生を対象とした模擬調停を検討しているとの話があり、少しでも制度の周知に努めようとしている姿勢が見えました。

### ◆今後の地裁委員会

今回は、平成29年10月25日午後3時30分から、テーマは「裁判所における災害発生時の対応について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

## 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

### 第21回 フィールドの柔軟な選択

#### ～米国弁護士ホジンスキ氏に聞く弁護士業務と家庭の両立～

聞き手：男女共同参画推進本部 事務局次長 坂野 維子 (57期)  
委員 坂本慎之介 (68期)

今月号では、米国ニューヨーク州のピーター・ホジンスキ弁護士にインタビューし、1980年代後半に2年間、東京の法律事務所で執務したご経験をふまえ、キャリア形成と家庭の両立についてお話を伺いました。



奥様・5人のお子さんとその家族に囲まれるホジンスキ弁護士

— どのような経緯で東京に来られたのですか？

私は1981年に弁護士資格を取得した後、米国の法律事務所のワシントンD.C.のオフィスに6年半ほど勤務し、独占禁止法や金融取引等に携わっていました。私の妻は医師で、我々は1987年に結婚しました。彼女は約半年後に医師となりましたが、米軍から医大の学費援助を受けていたため、海外の米軍基地で勤務する必要があり、東京に近い横須賀米軍基地で働ける日本を第一に希望していました。当時、日本の弁護士規制が変わり外国事務所にも日本拠点を設立しやすくなったことから、私は所属事務所と数カ月にわたり、東京事務所の開設について協議しました。結局それは困難ということになりましたが、妻と話し合いを重ねた結果、私も一緒に日本に移住することにしました。1980年代後半の日本は好景気で国際的な法律業務も増えていたので、企業法務を扱う私にとっても合理的な選択でした。

— 東京での仕事はいかがでしたか？

東京では、弁護士が35人程所属する国際的な法律事務所で働きました。会社法、商取引、金融、行政規制等の多方面から、日本企業と様々な外国企業間の国際取引を扱いました。日本での生活は初めてだったので、心配がなかった訳ではありませんが、米国国内の企業法務から国際業務に取扱分野を広げることは、私にとっても良いチャンスだと思いました。幸いすでに

米国で6年以上の実務経験があったので、日本でもやりがいのある業務に取り組むことができました。

— 米国での仕事は、どのようにして再開しましたか？

米国に帰国後、最初の頃短期間は、小さな町で弁護士として開業していた義兄と仕事をしました。当初その町で国際業務や一般民事業務に従事したいと思っていましたが、まもなく妻も私も、お互いのキャリア形成には、ニューヨーク等のより大きな拠点が必要と感じるようになりました。米国の法律業界が好況で、私の日本での経験が重視してもらえたこともあり、数カ月の間に大手の事務所を中心にいくつかの法律事務所からオファーを受けました。その中から、自分の希望に合った小規模の法律事務所を選び、今もそこで働いています。

— プロとしてのキャリアと家庭を両立するために心がけてきたことや、日本での長時間労働の慣行について考えをお聞かせ下さい。

世界中どこであれ、弁護士は依頼者のために懸命に仕事をしなくてはならず、夜や週末も働かなければならないこともあります。しかし、東京の弁護士は特に忙しく働いており、またオフィスに長時間いる傾向が強い、という印象を受けました。時には、例えば親、兄弟、配偶者、子どもを含めた家族等、人生の他の重要なことに時間を使うことも大切ではないでしょうか。ITツールをうまく活用して仕事を管理するなどして、自分のための時間を作りながら、なおかつ依頼者のニーズに応えていくことは、可能だと思います。

聞き手より

寄り道にも見える道を選択しても、長期的には自身のキャリアアップや視野の拡大につながることもあり、特に、個人単位で成果を求められる弁護士業務は、その傾向が強いと思う。その点からも、大切な人と共に暮らすことを尊重し、自身の活躍のフィールドを海外に移して、海外ならではの研鑽を積もうというホジンスキ氏のような選択も、我々弁護士が将来選び得る有力な選択肢と言えよう。(坂本慎之介)

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第54回 最三小判平成29年3月21日〔裁判所時報1672号3頁〕

(地公災基金大阪府支部長(市立中学校教諭)事件)

遺族補償年金の受給に関し夫にのみ年齢要件を設けることの合憲性

労働法制特別委員会委員 西出 恭子 (60期)

## 1 事案の概要

(1) 本件は、地方公務員Aが公務災害死したため、夫のXが地方公務員災害補償法(地公災法)に基づき遺族補償年金等の支給を請求したところ、A死亡当時のXの年齢は同法の定める受給要件を満たさず不支給となったため、Xが、年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項の規定は憲法14条1項に違反すると主張し、上記各処分を取消しを求めた事件である。

地公災法32条1項は、遺族補償年金の受給に関し、妻には年齢要件を設けないのに対し、夫には60歳以上との要件を設け(なお、附則7条の2第2項において55歳以上60歳未満の場合には遺族補償年金を受けることができる遺族に該当する旨の特例あり)、妻と夫とを区別しており、本件区別が憲法14条1項に違反するかが問題となった。

(2) 第一審(大阪地判平成25年11月25日・労判1088号32頁)は、地方公務員災害補償制度は「一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するもの」であり、「遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており」、そのような立法府の裁量権を考慮しても、「そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反する」とした上、本件区別は「女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため一般的な家庭モデルが専業主婦世帯であった立法当時には、一定の合理性を有し

ていた」が、「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、…もはや立法目的との間に合理的関連性を有しない」というべきで、地公災法32条1項等は「憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効である」として、不支給決定をいずれも取り消した。

(3) 他方、控訴審(大阪高判平成27年6月19日・労判1125号27頁)は、地公災法における遺族補償年金は「基本的に社会保障制度の性格を有する」もので、「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられ」、「社会保障制度上の法令が受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるといえる場合に、憲法14条1項に違反する」とした上、本件区別は、立法当時においては、労働力率及び賃金額における男女差や女性の就労が困難であるなどの当時の社会情勢を踏まえると「合理性を欠くものであったとはいえない」し、今日の社会情勢下においても、①女性は男性に比べて労働力率が相当低いこと、②女性は雇用者数に占める非正規雇用の割合が男性のその3倍近いこと、③女性は男性と比べて賃金が著しく低いこと、④専業主婦の世帯数は、共働き世帯数より下回っているものの、専業主夫の世帯数よりはるかに多いことを踏まえると、「本件区別は、合理性を欠くとはいえず」、地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは憲法14条1項に違反しないとして、第一審判決を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。

## 2 判旨

地公災法の定める「遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、…男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、Xに対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということはできない。したがって、地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということはできない」。

## 3 検討

本判決は、遺族補償年金の受給に関し夫にのみ年齢要件を定める地公災法32条1項等について、最高裁が初めて合憲との判断を示したものである。本件と同様の要件は、労働者災害補償保険法（16条の2第1項1号）及び国家公務員災害補償法（16条1項1号）の定める遺族補償年金や厚生年金保険法（59条1項1号）の定める遺族厚生年金においても設けられており、本判決はこれらとの関係でも一定の意義を有すると思われる。なお、立法においては、平成22年の児童扶養手当法の改正（母子家庭にのみ支給されていた児童扶養手当を父子家庭にも支給）や平成24年の国民年金法の改正（妻にのみ支給され

ていた遺族基礎年金を夫にも支給）など、社会保障給付における男女異なる取扱いを見直す動きが見られる。

地公災法の定める遺族補償年金の性格について、本判決及び控訴審は、社会保障の性格を有するとして、同法32条1項等が夫に年齢要件を設けていることを合憲と判断した。他方、第一審は、一種の損害賠償制度の性格を有するとして、同規定を違憲と判断した。遺族補償年金の性格をいかに解するかによって採用する違憲審査基準が異なり（本判決及び控訴審は社会保障立法と平等に関する堀木訴訟判決（最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）を引用するが、第一審はこれを引用していない）、結論に差が生じたと言える。地方公務員災害補償制度が損害賠償との調整規定を置いていることなどに鑑みると、遺族補償年金が損害賠償の性質を有することは否定できないと思われるが、本判決はこの点について何ら言及していない。本判決は、立法府が広範な裁量を有することを前提にして、女性の社会進出の現状は未だ男性と同レベルには至っていないという認識のもとに、妻に年齢要件を設けないことの合理性をもって夫に年齢要件を課すことの合憲性を肯定したものである。

参考裁判例として、①京都地判平成22年5月27日（労判1010号11頁。著しい外貌醜状障害について労災保険法の障害等級表が男女間で5等級の差を設けていたことは憲法14条1項に違反すると判断。これにより障害等級表改正）、②東京地判平成25年3月26日及び東京高判平成25年10月2日（判例集未登載。平成24年改正前の国民年金法が妻を遺族基礎年金の支給対象とする一方、夫を対象外としていたことは憲法14条1項に違反しないと判断）などがある。

## 事例報告

### 裁判官裁判でのビジュアルエイド活用

刑事弁護委員会委員 山本 衛 (64期)

#### 1 事案の概要

事案は、いわゆる痴漢事件である。依頼人は、満員電車で通勤していたが、目的地に到着して電車から降りようとした際、突然、目の前にいた女性から、痴漢をしたとして腕をつかまれ、逮捕された。

依頼人は、左手の肘を折り曲げるようにして、その先の前腕部にコートを手を掛けて持ち上げていた。右手は電車のポールを持っており、女性に痴漢のしようがない、との主張であった。いわゆる痴漢の冤罪事件である。

その後、依頼人は起訴された。強制わいせつの訴因である。

検察官請求の供述調書における女性の言い分はこうであった。犯人は正面に立っていた男性である。車内はぎゅうぎゅう詰めであったが、コートにかかった男性の左手が自分の股間に伸びてきていて、それ以外に伸びてきている手はなかったため犯人に間違いない。スカートの中に手を入れられ、パンツの中にも左側から手を入れられ、陰部をもてあそばされた。開示証拠を精査しても、特段の変遷などは見られなかった。

#### 2 弁護方針

女性の供述を見て、まず思いつくのは、依頼人がコートを左手にかけたまま女性の股間を触るなどするのは物理的に可能なかどうかという疑問である。本件では、男性と女性との間に約30センチメートル

の身長差があった。手を女性の股間がある位置に持っていただけでも手をまっすぐに伸ばさなければならぬように思われ、コートをかけたままコートを掛けたその手でスカートの中に手を入れ、パンツの中に手を入れるには、相当に不自然な体勢にならざるを得ないように思われた。

女性の「伸びている手は犯人の手だけ」という識別根拠それ自体を容易に反対尋問で否定することは困難に思われたため、物理的に依頼人が痴漢を行うことが困難だということを主張立証の中心に据えることとした。

そして、ぎゅうぎゅう詰めの車内であれば、依頼人がかけていたコートと女性が密着するような格好になる。依頼人の左側にいる人物が、依頼人のコートの下から女性に手を伸ばして痴漢した疑いがあり、女性はこれを依頼人の行為であると勘違いした可能性が高いと考えた。

#### 3 弁護活動上の工夫

そこで、まず我々は、裁判所に検証を申し立てた。被告人の身長と床面から手指までの長さ、女性の身長と床面から股間部分までの高さ、床面からスカートまでの高さ等である。開示された証拠にもこれらを測定した証拠があったが、計測方法が明らかに不適切であったため、裁判所での計測を求めた。検察官は必要性を争ったが、証人尋問と被告人質問の各期日に、それぞれの計測が行われることになった。

女性の反対尋問においては、車内が混雑していた

ことなどの事実のほか、正面の男性の顔の位置や姿勢などが大きく変わったことがないこと、コートが落ちたりコートの位置がずれたりするところを見ていないこと、などの事実を獲得することを目標とし、十分にその目標を達した。いうまでもないが、依頼人が痴漢を行うのは物理的に不可能だという主張との関係で、これを可能にする事態がなかったことを固めるための尋問である。

我々は、被告人質問に先立って、A0サイズのパネルを用意し、これに張り付けるためのA0のコピー用紙を購入した。A0パネルにコピー用紙を張り付け、その紙の端、1センチ単位でメモリを書いていった。さしずめ巨大な物差しであった。検証で明らかになった女性の股間部分の高さや、スカートの高さなどを、わかりやすく目立つように記入した。被告人質問の日、依頼人には、実際に当日着ていたコートを持参してもらうようお願いした。用意したA0サイズのパネルを法廷に立てかけ、依頼人にコートを持ってもらい、コートを持ったまま女性の股間部分の高さやスカートの高さが触れるかどうか、被告人質問の中で法廷で実際にやってもらった。やはり、依頼人がパネルの当該箇所をそのまま触ろうとすると、コートが床に落ちる結果となった。コートを持ったまま女性の股間部分を触ったり、スカートに手を入れたりするためには、しゃがんだり、体を大きく倒すなど、相当不自然な体勢にならなければならないことが明らかとなった。裁判官3名は、法壇からすすんで法廷内に降りてきて、この実験の様子を見守っていた。

最終弁論でも、このA0パネルを利用しながら弁論を行った。また、パワーポイントを利用して最終弁論を行うことを事前に裁判所に連絡し、パワーポイントの画面で証拠など（特に、被告人質問で行った実験の様子を撮影した写真）を示しながら弁論を行った。

#### 4 まとめ

判決が言い渡され、依頼人は無罪の宣告を受けた（ただし、現在検察官が控訴中である）。判決内容は、やはり依頼人が法廷で行い、裁判所も直接これを見た実験がかなり重視されていた。裁判所は、依頼人が犯行を行うことができたのか相当に疑問がある中で、これが解消されるほど女性の供述は具体的であるとはいえないと判示していた。

裁判員裁判では、見て聞いてわかる裁判員にわかりやすい立証活動、プレゼンテーションが重要だとされている。しかし、それは裁判員裁判に限られないと思う。

この裁判は、裁判官裁判であったが、書面として取り調べられたのは甲号証1つと、いくつかの弁号証のみであった。検証を実施したり、被告人質問はほとんどを上記実験に費やした。分厚い「弁論要旨」は提出せず、法廷でのプレゼンテーションに力を注いだ。こうした工夫がどれだけ実ったかはわからないが、裁判官3名は、私の弁論を目を見ながら真剣に聞いていたように思うし、判決も納得のいくものとなった。

## 第70回

## インハウスイヤーに聞く

vol.5 株式会社ザイマックス 永盛雅子弁護士

聞き手：新進会員活動委員会委員 木川 雅博 (67期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、インハウスイヤーへのインタビュー企画第5回として、株式会社ザイマックスにてご活躍されている永盛雅子弁護士(67期、第二東京弁護士会)にお話を伺いました。

— まずは、貴社の概要・事業内容と、法務部の構成を教えてください。

ザイマックスグループ全体の従業員は約4000名です。

事業内容は、主に商業用不動産の運営管理、建物管理、売買開発、仲介、コンサルティング、ファンド運営等、ビル・商業施設等に関しては総合的に何でもやっています。また、最近ではホテル運営、インバウンド旅行者向けの旅行業、貸切バス運営事業等を運営しており、ホテルの開発もすすめています。

法務部は、現在15名です。弁護士は、私の他に顧問先の法律事務所から一人常勤で来ていただいている方がいます。

— 差し支えなければ、インハウスイヤーとして入社した経緯をお話してください。

私は新卒でリクルートに入社した後、マンション開発を中心に長く不動産の仕事をし、バブル崩壊もリーマンショックも経験しました。不動産業はイメージが悪い部分もあるようですが、実際は実に知的なビジネスです。単なる不動産屋さんではなく知的な武器を身に着けたいと思い弁護士となりましたが、やはり不動産の現場で働きたいという思いがありました。ザイマックスは、リクルートのビル事業部を母体として社員のMBOで誕生した会社で、リクルートの自由な社風を残しつつ、不動産のプロが集った会社です。リクルート時代の知合いも多く、私には未経験の商業用不動産を扱うことから、ここで働きたいと思い、自分から「弁護士いりませんか？」と押しかけた経緯です。

— 永盛さんの業務内容を教えてください。

私は、今は事業全般の推進、新規事業、トラブル解決など

の相談を受けています。数は多くありませんが、訴訟になる場合は顧問先の法律事務所に依頼することが殆どです。

事業の種類が多く、また新しいアイデアに積極的にトライしようという社風なので、本当に様々な相談があり、とても面白く刺激的なのですが、まずは何の法律の問題なのかを探るのが大変、ということが多いです。最近では、不動産に関わるIT、AIジャンルや、国境を超える不動産取引について勉強するのを感じています。

— 法務部と社外弁護士との関わりはありますか。

訴訟や、専門的な分野(金融商品取引業関係)等では顧問先の法律事務所に相談することがあります。

また、外国での事業や外国法人との取引の場合には、相手国の法律事務所あるいは相手国に拠点がある日本の法律事務所に別途お願いすることも結構あります。その場合、内容の整理等はもちろんですが、報酬の交渉やどこまで依頼するかなどの仕切りをするのも法務部で行うことが通常です。この場合の適正な価格の見極めに悩むことがあります。

— 永盛さんは、日本組織内弁護士協会(以下、「JILA」とします)に所属されていますが、JILAではどのような活動をしていますか。

第7部会の建設・不動産部会に所属しています。運営には協力できていませんが、2か月に1回程度は面白そうなテーマの研究会や勉強会に参加しています。自分の部会以外でも参加できるので、いろいろな業務にトライする当社のアンテナとして有意義に使わせていただいています。

JILA会報誌には、自分のマンションの理事になったときのポイント、というテーマでお役立ち記事として提供いたしました。

右から2番目が永盛弁護士。全社  
ボーリング大会で8位になったとき  
のチームメンバーと一緒に！



最近では、下記ゼミの皆さんと『法務の技法【OJT編】』\*1  
の共著をしました。

— どのような経緯で『法務の技法【OJT編】』を執筆する  
ことになりましたか。

芦原一郎会員（チューリッヒ保険/チューリッヒ生命）が、  
JILA部員を対象に、企業内弁護士が社内のいろいろな場面で、  
どう考えどう対応するかという実践的なゼミを指導してくださ  
っています。ロースクールのように、指名されて答えなければい  
けないなど、ちょっと先生が厳しいんですけど。

事業分野が全く異なる企業の企業内弁護士がゼミ生として  
多く集まっていることもあり、芦原会員監修のもと、各自の  
事業分野の事例を使い、他の企業内弁護士の勉強事例となる  
本を作ろうということになったのです。違う業種の課題は、一  
見自社に関係ないように思えますが、何かのときにどこかで  
役立ったりしますし、思考の訓練としても有意義な本になっ  
ていると思います。

— 永盛さんの執筆内容や『法務の技法【OJT編】』の概要  
を教えてください。

当社も行っている、不動産の仲介におけるトラブル事例を取  
り上げました。不動産業界では目新しくない論点ですが、他  
業界の会社が自己のために不動産取引を行うという視点から  
注意すべき点や、社内の弁護士としての対応のヒントなどに  
重点をおき、不動産業界以外の方に参考になるように意図し  
たつもりです。

— 第二東京弁護士会での会務活動状況を聞かせてください。

不動産に関わる分野ということから、住宅紛争処理委員会  
に所属しています。

年度毎に研究課題を掲げています。一昨年はマンション建  
替え、昨年は建設業法、本年は震災時の建物に関する対応と  
瑕疵問題というテーマで、他の委員の方と分担しながら研  
究しています。第二東京弁護士会の機関誌「NIBEN

Frontier」2017年5月号と6月号に、昨年の建設業法の  
研究発表の採録が掲載されています。

— 通常業務と会務活動を両立することはできていますか。

月に1～2度の委員会活動は、入社ときに了承をいただ  
いており、なるべく出席しています。テーマの研究活動は、  
休みの日に半ば趣味のように、半ばロースクールのゼミの宿  
題のような感覚でやっているの、両立はできていると思いま  
す。

インハウスの委員は他にもいるため会務活動にはご理解い  
ただいており、弁護士会に対する特段の希望は今のところは  
ありません。

— 永盛さんの目から見たインハウスロイヤーの魅力は何で  
しょうか。

なんといっても、事業会社の当事者であるという面白さと、  
いつも仲間と一緒に進むという一体感です。リスクがある  
ことを指摘して終わる、という立場ではなく、成功も失敗も  
当事者として仲間と一緒に悩み喜ぶところが、インハウス  
ロイヤー冥利に尽きると思います。

また、ビジネススキームも大きく素早く変動する時代の中  
で、前線にいる感覚が刺激的です。先例がないので苦労す  
ることが多いですけど。

— 最後に、インハウスロイヤーに興味がある若手弁護士に  
対して一言お願いします。

ビジネス分野で専門性を高めたいという方によいと思いま  
す。また、最近では企業内弁護士に対して行政機関で2年  
程度働く機会が設けられることが多いと聞いておりますが、  
事業分野の法律に関わることから、行政機関への出向等の  
機会はキャリアプランにプラスになると思います。

また、いずれは企業経営者を目指すことも可能ですから、  
法律を武器にビジネスをしたいという方にもよいのではない  
でしょうか。

\*1：芦原一郎編著『法務の技法【OJT編】』[2017]（中央経済社）

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

30期(1976/昭和51年)

## 40年前の修習生



会員 山名 学 (30期)

私は昭和51年（1976年）から2年間司法修習をした。30期である。その後38年間裁判官の職にあり、平成28年夏に定年退官をして東弁に入会した。裁判官時代には色々な仕事を経験したが、司法修習と縁深い司法研修所長を務めた時期もある。今年の10月には修習40周年の記念大会が大阪で行われる。

私の修習時代はおおらかだった。社会全体がそうであったと思う。社会人としての見識ある行動がそれなりに強調されてはいたが、多少羽目を外しても大目に見られた。学生時代の延長として最後のモラトリアムの時期を過ごしたと思う。多くが大学紛争を経験した世代である。自己主張が強く、自由と自主性が尊重される風潮があった。このような背景の下で、知らず知らずのうちにプロ意識が芽生え、社会性が育っていったような気がする。

修習は、前期集合、検察実務、刑裁実務、弁護実務、民裁実務、後期集合の順番で進んだ。各4か月である。前期集合では、要件事実、事実認定、捜査や弁護の基礎を学んだ。法科大学院がなく、大学教育と実務とがかけ離れていた時代である。教官の講義に新鮮な驚きを感じた。

実務修習地は東京だった。私は16名の仲間と班を組み、一緒に実務修習を行うことになった。最初の検察修習では、指導検事の面倒見がよく、大部屋でみんなが仲良しになった。いつも16名が連んで行動していたように思う。

刑裁修習は多趣味で有名な裁判長の部に配属された。裁判官室では趣味の話題に花が咲き、明るく、話題が豊富なのに驚いた。ただ、法廷や合議となると態度は一変しプロの顔になる。激しい法廷闘争の場面にも立

ち会った。刑事裁判とは何かを考えさせられた。

弁護は二弁で修習した。事務所では大変大事にされた。法廷や個々の交渉はもちろん、株主総会、中小企業の任意清算のための債権者集会なども傍聴した。ある町役場に許認可事務に関する交渉をしに行ったこともあった。指導担当弁護士との懇親や旅行会も記憶に残る。

民裁修習では、あることが原因で、私を含む複数名の修習生が所長代行から大目玉を食ったことがあった。部総括が修習生のために謝罪をし、とりなして下さった。今でも申し訳なかったと思出す。また、民事裁判の現場での要件事実論になぜか少しほっとした記憶がある。部の全員が参加して囲碁大会をし、私が優勝してしまったことも懐かしい。

後期集合はあっという間に過ぎてしまった。二回試験のプレッシャーもあったと思うが、修習の最後を楽しんだ思い出の方が強い。

修習を通して様々な起案をし、問題研究をし、議論をした。しかし、正直なところ、肝心な法律論や法曹実務に関する指導内容はほとんど覚えていない。民事裁判も、刑事裁判も当時とすっかり変わっている。多くの新法が生まれ、大きな法律改正も相次いだ。人々の意識、社会状況、経済状況の変化も甚だしい。昔の考えがそのまま通用するはずもない。修習時代は、裁判官、検察官、弁護士の仕事を間近に見、魅力的なプロの顔を見て、法曹界へのあこがれを確かなものとする事ができた。プロとして多くのことを学ばねばならないと感じた。これこそが修習の成果だったのではないかと思う。その後の数十年にわたる勉強や努力の出発点になったような気がする。

## 半年間の備忘録

会員 大日方 史野

### 1 はじめに

弁護士になって、約半年。本稿では、備忘も兼ねてこの半年間を振り返っていかうと思う。

### 2 テクノロジーと出張

当事務所のリクルートに携わっていたときの話である。応募してきてくれた方が、「わざわざ出張に行ったり、期日に出頭したりせず、インターネット等を利用して効率的な制度に見直すべきだ」と仰っていた。

話は変わるが、民事再生手続の申立代理人を経験したときのことである。甲信越に出張したり、会社に常駐したりして、声を荒げる債権者に対応したり、クライアントの相談にいつでも対応することで、信頼関係が構築された。どうやら、弁護士がすぐ近くにいることは大きな安心につながるらしい。

話は元に戻るが、当職も以前はテクノロジー万歳の人間であった。しかしクライアントの視点に立つと、テクノロジーをどこまで受け入れるか要検討であると感じるようになった。

話はそれるが、テクノロジーによって出張がなくなってしまうと、出張先での宴会がなくなってしまうので少し寂しい気もする。

### 3 お叱り

多くの弁護士の方々に叱られた。直近では、前の会議が白熱し後の会議に遅刻してしまった際、後の会議を主催していた弁護士から、「予定以上に時間がかかり途中で会議から抜けた弁護士と、わざわざ来所したのに遅刻してきた弁護士とのどちらが信頼を得られるのか」「約束を守らない弁護士は、クライアントから心からの信頼を得ることはできない」とガツンと言われた。「叱ってもらえることはありがたい」「成長」「思い出し」「修行」といったフレーズを意識しようと頑張るものの、

やはり心は辛い。辛いからこそ、頭に刻まれ、経験となり、仕事に対する甘さが払拭され、成長していく。そうなのだとは分かっているが、お酒を飲まないとやっつけられない日が多くなってしまった。ここ最近お酒がおいしくなった気がするのも、これが原因であろう（無責任に酔える日は極端に減ったが）。

当職の好きな詩の1つに、「自分の感受性くらい自分で守れ ばかものよ」（茨木のり子『自分の感受性くらい』（花神社））がある。その一節、「初心消えかかるのを 暮らしのせいにはするな そもそもが ひよわな志にすぎなかった」を強く意識した半年であった。

### 4 成長

ネガティブなことを備忘しすぎた気もするが、しかし振り返ってみると、この半年間で成長したなど実感している。

思えば、子どものころは成長していく自分の姿を毎日見ることができたものの、昨今はそのような機会が稀有になっていたと思う。もちろん、日々知識やら経験やらは得てはいた。ただ、それが成長だと実感したことはあまりなかった気がする。しかしこの半年は、日に日に進歩し、今日できないことでも明日にはできるようになっているということの連続であった（それでもよく叱られるわけだが）。

成長したと実感しているからこそ、叱ってくださった弁護士の方々に、上辺だけでなく、心から感謝している。

### 5 おわりに

弁護士は、誰かの人生を助け、法に従い公正で豊かな社会の実現を目指す側面が強いからこそ、真摯に人と紛争に向き合わなければならないと感じている。これからは青臭く泥臭く、したたかにがんばろうと思う。

## 『弁護士の紛争解決力』

—元裁判官による実践的ケースで学ぶ—

高世三郎 著 有斐閣 2,200円(本体)

### シンプルかつ奥深い「紛争解決力」の内実

会員 沼澤 佳枝 (67期)



高世三郎弁護士（第一東京弁護士会）は、修習第29期、元・東京高等裁判所民事部総括判事で、最高裁民事局付、東京地裁部総括判事、最高裁上席調査官等を歴任され、裁判実務や制度論にも精通された方である。

高世弁護士との出会いは、今年3月に行われた講演会であった。小職は事前に本書を読み、その懇切丁寧な解説に感銘を受けていた。それに加え講演会でも、会場の質問に一つ一つ時間をかけ真摯に回答する姿勢に触れて、若手法律実務家の能力向上のため、ご自身の経験を役立てたいという熱意を改めて感じ、すっかりファンになった。

本書のタイトルである『弁護士の紛争解決力』とは、紛争解決の手段が、裁判所における手続であるか、裁判外紛争解決手続であるか、交渉であるかを問わず、法律実務家に必要とされる基礎的能力を指している。適正妥当な紛争解決のためには、①事案の骨格をとらえ、②法的に解決すべき問題が何かを的確に把握し、③問題を解決する判断枠組みを押さえること、そして時にはこれらのステップを行きつ戻りつしながら、事案を分析するプロセスが必須である——これが本書全体を通して強調されていることである。

そのようなプロセスが紛争解決の大前提となることは、法律家の間では、少なくとも抽象的には理解されていると思われる。しかし、その本質を理解し自分のものにできているか、実際の紛争解決に際して実践できているか、と自らに問うとき、心許なく感じる若手法律実務家は、小職だけではないだろう。

本書は、主に若手法律実務家向けに、紛争に対してどのように取り組み、検討していくか、そのプロセスを、13の実践的ケースに取り組みながら読者が体験できるように構成されている。それは高世弁護士自身が裁判官時代に実践していた方法であり、東京高裁民事部において陪席裁判官の紛争解決力向上を支援するために行われていた合議の方法でもあるという。各ケースの解説は、丁寧に読みやすく書かれていながら、読み返すほどに新たな気づきをもたらしてくれる。

本書ではまた、「裁判所とのコミュニケーション改善のために」として、求釈明の意味を捉えるポイントや、自らの主張するストーリーに理解を得るために訴訟代理人弁護士がなすべきこと等についても解説されており、訴訟代理人としての主張立証の選択におけるポイントが示されている。さらに、冒頭から読み進めても、また気になるケースから読み始めてもポイントを押さえられるよう工夫された構成にも、高世弁護士の読者に対する配慮が見て取れる。

事案の骨格をとらえること、法的に解決すべき問題が何かを把握すること、そして、問題を解決する判断枠組みを解明すること。長年のご経験を基に執筆された本書においてこれらのキーワードが繰り返されていることから、法律実務家に必要とされる「紛争解決力」のエッセンスが、実は非常にシンプルなものであり、それ故に奥深いものであると感じさせられる。

常に傍らに置き、紛争解決において隘路に陥りそうになったとき、よすがとしたい一冊である。



# 私の趣味(エアロビ)



会員 藤川 元 (35期)

### 1 今は、エアロビ

私は、高校で陸上部に所属していました。それ以来、65才の今まで、途切れることなく継続して何かのスポーツを週に2〜3回の割合でしてきました。今は、エアロビです。

### 2 きっかけ

スポーツジムが自宅のお隣りにあることから、このスポーツジムに入会しエアロビを始めてから14年になります。週2回通っています。

私は、弁護士になりたてのころ、ほんの一時期、別のスポーツジムでエアロビをやったことがありました。今回エアロビ教室に入会したきっかけは、以前ほんの少しかじったことがあったことと私より先に妻が入会しており、誘われたことによるものです。

### 3 男性は恥ずかしい?

まず始めに。エアロビというと、女性のインストラクターの指導のもとに教室のほとんどが女性ではないのか、その中に男性がポツンといて恥ずかしくはないか、という質問を受けることがあります。

教室の状況はまさにそのとおりなのですが、恥ずかしいことなど全くありません。運動をしていると、そのような気持ちは全く起きません。

### 4 エアロビ教室の内容

時間は60分、インストラクター(一人)と生徒(約30名)が三面ガラス張りの教室で対面する形となります。それぞれの生徒の立つ位置は、暗黙の了解で大体決まっています。うまい生徒は第一列目の中央に、その次にうまいグループが第2、3列目あたりの中央に、すなわちインストラクターに近い位置を占めます。ちなみに私は、第1列目の端です。

60分で行なう運動は、全て音楽に合わせて行ないます。始めの20分は準備運動。最後の10分は筋トレ、ス

トレッチなど。中間の30分、その中でも真中の10分が一番ハードです。音楽に合わせて、インストラクターの運動をまねるのですが、手の動きと足の動きをたくみに組み合わせてあり、これをインストラクターのやるように行なうことが最も難しい点です。それまでは調子よくやっていた私も、この段にくると急に見劣りするようになります。

私は、エアロビの前に入念に準備運動をしており、そのため、60分が終わると汗びっしょりとなります。

### 5 コツ

長く続けること、そのためには、初めの2ヶ月はがまんして通うことです。また、慣れてくると周囲の生徒の動きに合わせるだけで満足してしまう人も多いのですが、インストラクターのエアロビ力は素人とは全く異なることから、インストラクターの動きを極力まねするよう努め、この運動がどの筋肉に効いているのか確かめながら行なうことも大切です。

### 6 効果

心肺機能が増加していることを感じます。また、姿勢が良くなったと人から言われます。肩、股の関節が柔くなり年とともに体が固くなってきたのに抗して可動域が拡大しました。手と足の動きの組み合わせの運動を苦勞しながらやっていると、脳が活性化しているような感じがすることがあります。そして、土曜日の午前中のエアロビを終えると、「ああ、今週も終わったか」という満足感があり、土曜日の午後は一週間のうちで至福の時間となります。

### 7 お誘い

お陰さまで、私は今でも現役でソフトボールを続けており、全力疾走ができます。

老若男女、どのようなかたにも体力維持にエアロビはお勧めです。

## vol.8 棋友会から

小池芳弘二段・小池邦吉弁護士に聞く  
～息子はプロ棋士！

棋友会会員の小池邦吉弁護士（48期）のご長男小池芳弘二段が、（碁打ち憧れの！）プロ棋士になられたので、お話を伺いました。

棋友会 鈴木かおり（63期）  
舟橋 史恵（63期）



父子対局の様子

## ●小池二段のご紹介○

小池二段は平成10年生まれ、平成27年夏季にプロ試験に合格されました。合格後すぐに、棋聖戦というタイトル戦で予選トーナメントを勝ち抜いてCリーグ入りを果たし、今年も残留を果たすなど、今後の活躍が大変期待される若手棋士です。

## ●囲碁を始めたきっかけ○

小池二段は、小学校に入学する直前に囲碁を始めます。きっかけは、お父様が対局するのを見ていた小池二段が、囲碁が将棋を教えてほしいとねだったこと。お父様は、囲碁の方が始めやすいだろうと考え、囲碁を教えることにしました。お父様は、当時、アマ初段～二段くらいの棋力でしたが、小池二段は小学3年生ころには同じくらいの棋力まで成長したそうです。

## ●プロになるまで○

その後、小池二段は、お父様の知人の紹介で、小学3年生の時に、師匠である高林拓二六段のもとで内弟子生活を始めます。小学校から帰っては師匠や既にプロ入りを果たしていた兄弟子らと対局する中、棋力は飛躍的に向上し、わずか半年後にはアマ5段以上の棋力となり、院生（プロ棋士を目指して日本棋院で学ぶ生徒のこと）となります。

内弟子に入るために転校して、親元を離れて師匠と兄弟子たちと寝食を共にし、テレビなし（見るとしても囲碁）、ゲームもなし、自宅に帰ることができるのは

お盆と正月の年に数日程度、という生活の中、不安がなかったか小池二段にお伺いしましたが、「好きな囲碁がずっとできるならいいかな」と思っていて、家に電話することもほとんどなかったそうです。お父様も、「好きなことをやればいい」という教育方針のもと、師匠を全面的に信頼して預けていたとのことで、家族の強い絆を感じました。

## ●プロ棋士として○

プロ試験に合格された後は、ご自宅に戻られ家族と一緒に生活しているそうです。プロとしては、週に1回程度の手合い（対局）のほか、熱心に棋士同士の研究会に通われ、海外（中国、韓国）遠征などにも参加されています。

これまでに一番悔しかった対局は、棋聖戦Bリーグ入りをかけた林漢傑七段戦、公式戦で対戦してみたい棋士は、現在七冠保有中の井山裕太棋聖で、中国や韓国の棋士とももっと対戦してみたいそうです。

お父様は、小池二段にタイトル戦で活躍してもらって、いつかタイトルを取ってほしいと期待されていました。

私たちが今後の益々のご活躍を期待しています！

**法律学**

『市民生活と現代法理論 三谷忠之先生古稀祝賀』小田敬美／成文堂  
 『法の理論 35 特集《例外状況と法》』竹下賢／成文堂  
 『新法令解釈・作成の常識』吉田利宏／日本評論社  
 『比較法研究 第3巻 法文化の諸形相』山内惟介／中央大学出版部  
 『現代日本の法過程 上巻 宮澤節生先生古稀記念』上石圭一／信山社  
 『現代日本の法過程 下巻 宮澤節生先生古稀記念』上石圭一／信山社

**外国法**

『生存権の困難 フランス革命における近代国家の形成と公的な扶助』波多野敏／勁草書房  
 『中国の法と社会と歴史 小口彦太先生古稀記念論文集』但見亮／成文堂  
 『南島法と多元的法体制』徳永賢治／成文堂  
 『政治変動と立憲主義の展開（講座政治・社会の変動と憲法：フランス憲法からの展望 第1巻）』辻村みよ子／信山社  
 『社会変動と人権の現代的保障（講座政治・社会の変動と憲法：フランス憲法からの展望 第2巻）』辻村みよ子／信山社  
 『日中民事訴訟法比較研究』吉村徳重／九州大学出版部  
 『ローバツコートの立憲主義』大林啓吾／成文堂  
 『M&Aと組織再編のすべて』DePamphilis, Donald M.／金融財政事情研究会  
 『インドネシア進出実務ガイド 事業開始・赴任の手続から会社法・会計・税務・労務まで』中村正英／中央経済社  
 『アメリカ特許法実務ハンドブック 第5版』高岡亮一／中央経済社  
 『EUの労働法政策』浜口桂一郎／労働政策研究・研修機構  
 『中国の労務管理Q&A』高井岡芹法律事務所／日本国際貿易促進協会  
 『ベトナムにおける労働組合運動と労使関係の現状』藤倉哲郎／東海大学出版部

**憲法**

『戦後日本憲法学70年の軌跡』日本評論社  
 『憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開』樋口陽一／日本評論社  
 『憲法理論とその展開 浦部法穂先生古稀記念』門田孝／信山社  
 『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察 表現の自由のジレンマ』松垣伸次／法律文化社  
 『ネパールの人身売買サイバナーの当事者団体から学ぶ 家族、社会からの排除を越えて』田中雅子／Sophia University Press 上智大学出版  
 『憲法関係答弁例集（第1天皇／第2戦争放棄既刊）／第3国民の権利及び義務／第4国会／第5内閣／第6司法／第7財政／第8地方自治／第9改正／第10最高法規／第11その他』2 内閣法制局執務資料』信山社  
 『憲法判例の射程』横大道聡／弘文堂  
 『日本国憲法の核心 改憲ではなく、憲法を活かすために』法学館憲法研究所／日本評論社  
 『憲法 第3版』渋谷秀樹／有斐閣  
 『論究憲法 憲法の過去から未来へ』長谷部恭男／有斐閣  
 『憲法の論理』長谷部恭男／有斐閣  
 『内閣法制局は「憲法の番人」か？ 日米安保解釈を検証する』水野均／並木書房  
 『司法と憲法9条 自衛隊違憲判決と安全保障』永井靖二／日本評論社  
 『個人情報保護法・マイナンバー制度法的リスク対策と取扱規程』渡邊雅之／日本法令

『個人情報保護法の現在と未来 新版 世界的潮流と日本の将来像』石井夏生利／勁草書房

**国会・議会制度**

『市民立法の研究』勝田美穂／法律文化社  
 『地方選挙の手引 平成29年』選挙制度研究会／ぎょうせい

**行政法**

『政策学講義 第2版 決定の合理性』武智秀之／中央大学出版部  
 『自治体現場の法適用 あいまいな法はいつに実施されるか』平田彩子／東京大学出版部  
 『困難事例にみる用地取得・損失補償の実務』中嶋静夫／新日本法規出版

**警察法**

『不当要求等対処ハンドブック』篠崎進士法律事務所／立花書房

**軍事・防衛法**

『軍事研究』の戦後史 科学者はどう向きあってきたか』杉山滋郎／ミネルヴァ書房

**税法**

『第二次納税義務制度の実務 全訂版』橋素子／大蔵財務協会  
 『認定支援機関・事業再生専門家のための事業再生税務必携 平成29年改訂版』全国事業再生税理士ネットワーク／大蔵財務協会  
 『減価償却資産の耐用年数表 平成29年版』納税協会連合会／納税協会連合会  
 『会社合併実務必携 第3版』日本税理士会連合会／法令出版  
 『実例耐用年数総覧 改訂第9版』安間昭雄／税務研究会出版局  
 『Q&A〈相続税が驚くほど節税できる〉財産評価の実際 相続税の申告と実務対策』小林千秋／ブログレス  
 『相続税・贈与税土産評価実務テキスト 改訂増補版 基礎から具体的な減価要因の見極め方まで』鎌倉靖二／税務研究会出版局

**地方自治法**

『地方自治法概説 第7版』宇賀克也／有斐閣

**民法**

『定款の逐条解説 公益財団法人一般財団法人編』渋谷幸夫／全国公益法人協会  
 『定款の逐条解説 公益社団法人一般社団法人編』渋谷幸夫／全国公益法人協会  
 『各種法人関係議事録モデル文例集 改訂版』内藤卓／新日本法規出版  
 『担保物権法 第4版』道垣内弘人／有斐閣  
 『根抵当権の法律と登記 三訂版』青山修／新日本法規出版  
 『徹底解説民法改正〈債権関係〉実務への影響まるわかり！』安達敏男／日本加除出版  
 『民法債権法改正・国会審議録集 I部〈法改正案関係国会質疑録〉II部〈第192回国会衆議院法務委員会議録8号～12号完全版〉』衆議院／信山社  
 『収益認識の契約法務 契約法と会計基準の解釈・適用』片山智裕／中央経済社  
 『立退料の決め方 第4版 どんな場合にいくら払う!?』横山正夫／自由国民社  
 『利益相反行為の登記実務 補訂版』青山修／新日本法規出版  
 『建物表示登記の実務 資料調査・建物認定・構造判定・床面積算定』内野篤／日本加除出版  
 『設題解説戸籍実務の処理 改訂 戸籍訂正各論編(3) 認知』木村三男／日本加除出版

『詳説後遺贈 補訂版 等級認定と逸失利益算定の実務』北河隆之／創研舎  
 『判例からみた労働能力喪失率の認定』宮崎直己／新日本法規出版  
 『必携自動車事故・危険運転重要判例要旨集 第2版』自動車事故判例研究会／立花書房

**商事法**

『会社法大要 第2版』竜田節／有斐閣  
 『会社訴訟ハンドブック』中村直人／商事法務  
 『会社法訴訟 株主代表訴訟・株式価格決定』森・浜田松本法律事務所／中央経済社  
 『コーポレートガバナンスハンドブック』中村直人／商事法務  
 『非公開株式譲渡の法務・税務 第5版』牧口晴一／中央経済社  
 『コーポレートガバナンス・コードのすべて』中村慎二／商事法務  
 『コーポレートガバナンスの現状分析 2017年版』中西敏和／商事法務  
 『商業登記実務から見た中小企業の株主総会・取締役会』立花宏／中央経済社  
 『会社分割の法務 M&A』対木和夫／中央経済社  
 『ポイントレクチャー保険法 第2版』甘利公人／有斐閣

**刑法**

『積極的加害意思とその射程』明照博章／成文堂  
 『捜査官のための交通事故解析 第3版』牧野隆／立花書房

**司法制度・司法行政**

『民事法律扶助活用マニュアル 第2版』民事法律扶助研究会／現代人文社  
 『違憲審査 その焦点の定め方』千葉勝美／有斐閣  
 『旭川弁護士会物語 創立100周年を記念して』旭川弁護士会  
 『法律事務職員応用研修テキスト 2 不動産競売、その他の民事執行』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会  
 『法律事務職員応用研修テキスト 3 自己破産手続、個人再生手続』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会  
 『法律事務職員応用研修テキスト 4 破産管財』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会  
 『法律事務職員応用研修テキスト 5 成年後見』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会  
 『法律事務職員応用研修テキスト 7 民事訴訟の構造、弁護士倫理と事務職員倫理』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会  
 『法律事務職員研修「基礎講座」資料 2017年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会  
 『法律事務職員研修「中級講座」資料 2017年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会

**訴訟手続法**

『民事手続法の基礎理論下』谷口安平／信山社出版  
 『要件事実マニュアル 第5版 4 過払金・消費者保護・行政・労働』岡口基一／ぎょうせい  
 『要件事実マニュアル 第5版 5 家事事件・人事訴訟』岡口基一／ぎょうせい  
 『実務に学ぶ執行訴訟の論点』滝沢孝臣／青林書院  
 『倒産債権の届出・調査・確定・弁済・配当マニュアル』縣俊介／三協法規出版  
 『家事事件の申立書式と手続 新版補訂』長山義彦／新日本法規出版  
 『ここををつなぐ離婚調停の実践』飯田邦男／民事法研究会  
 『裁判例コンメンタール刑事訴訟法 2 § 189～§』

270] 河村博/立花書房

『刑事司法を担う人々』指宿信/岩波書店  
『実践! 弁護側立証』大阪弁護側立証研究会/成文堂  
『外事犯罪捜査ハンドブック』西谷隆/立花書房

### 経済産業法

『Q&A 消費者取引トラブル解決の手引 改正消費者契約法対応』名古屋消費者問題研究会/新日本法規出版  
『消費者契約訴訟 約款関連』森・浜田松本法律事務所/中央経済社  
『経済法の現代的課題 舟田正之先生古稀祝賀』金井真嗣/有斐閣  
『これで万全! 自治体情報セキュリティ 攻めるなら守ってみせよう情報資産』大山水帆/日本加除出版  
『IoT・AIの法律と戦略』福岡真之介/商事法務  
『原子力損害賠償法改正の動向と課題』桐蔭横浜大学法科大学院原子力損害と公共政策研究センター/大成出版社  
『適格機関投資家等特例業務の実務 平成27年改正金商法対応』後藤慎吾/中央経済社  
『検証・統一教会=家庭連合 靈感商法・世界平和統一家庭連合の実態』山口広/緑風出版  
『金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』金融法務研究会/金融法務研究会事務局  
『金融商品・サービスの提供、IT技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題』金融法務研究会/金融法務研究会事務局  
『Fintechのビジネス戦略と法務』瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業/金融財政事情研究会

### 知的財産法

『実務的財産権と独禁法・海外競争法 技術標準化・パテントプールと知財ライセンスを中心として』滝川徹明/法律文化社  
『知的財産法』田中浩之/レクスネグス・ジャパン  
『しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割』中山信弘/信山社  
『エンターテインメント法務Q&A 権利・契約・トラブル対応・関係法律・海外取引』エンターテインメントロイヤルネットワーク/民法法研究会

### 農事法

『世界の狩猟と自由狩猟の終わり』Manfredini, Arrigo D./大学教育出版

### 労働法

『判例労働法入門 第5版』野田進/有斐閣  
『労働基準監督署の仕事を知れば社会保険労務士の業務の幅が広がります! 元署長が明かす「労基署のホントのところ」と「業務拡大のヒント」』村木宏吉/日本法令  
『労働法の世界 第12版』中窪裕也/有斐閣  
『おさえておきたいワハラ裁判例85』君嶋護男/労働調査会  
『労働基準関係法事件ファイル』森井利和/日本法令  
『労働契約法の実務問答215』河本毅/日本法令  
『割増賃金の基本と実務』石寄信憲/中央経済社  
『限定正社員制度導入ガイドブック 無期契約への転換対応から戦略的活用術まで』みらいコンサルティンググループ/同文館出版  
『今日からはじめる無期転換ルールの実務対応 多様な社員の活かし方』牛嶋勉/第一法規  
『労働安全衛生法』労務行政研究所/労務行政  
『建設業一人親方と不安定就業 労働者化する一人親方とその背景』柴田徹平/東信堂  
『働く女性と労働法 2017年版』東京都産業労働局/東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

### 社会福祉法

『社会保障の手引 平成29年版 施策の概要と基礎資料』中央法規出版  
『事例で学ぶ障がいのある人の意思決定支援 地域生活を支える成年後見活動』小澤温/現代人文社  
『社会福祉法改正のポイント 改訂増補 これからの社会福祉法人経営のために』全国社会福祉法人経営者協議会/全国社会福祉協議会  
『事例解説子どもをめぐる問題の基本と実務 学校生活、インターネット、少年事件、児童福祉、離婚・親権』第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会/青林書院

### 医事法

『ルーティンで行う歯科医療リスクマネジメント』宗像雄/弘文堂  
『事例別医事法Q&A 第6版』高田利広/日本医事新報社  
『Q&A 法人登記の実務医療法人 第2版』山中正登/日本加除出版  
『医療法人の会計と税務 新訂』石井孝宜/同文館出版  
『麻酔で安全なの? (DVD)』落合亮一/東京法律相談運営連絡協議会

### 環境法

『公害・環境問題の放置構造と解決過程』藤川賢/東信堂  
『環境リスクへの法的対応 日仏の視線の交錯』吉田克己/成文堂

### 社会保険法

『確定拠出年金制度の解説 平成29年1月版 法令に基づく確定拠出年金制度の解説書』社会保険研究所

### 学校教育法

『子どもの健康を育むために 医療と教育のギャップを克服する』日本学術協力財団/日本学術協力財団  
『事例と対話で学ぶ「いじめ」の法的対応』大阪弁護士会/エイデル研究所  
『学校事故の責任法理 2』奥野久雄/法律文化社

### 国際法

『国際法で世界がわかる ニュースを読み解く32講』森川幸一/岩波書店  
『プラクティス国際法講義 第3版』柳原正治/信山社出版  
『国際紛争 理論と歴史』Nye, Joseph S./有斐閣  
『よくわかる入税法 第4版』山田謙一/有斐閣

### 医学書

『認知症の人びとの看護 第3版』中島紀恵子/医歯薬出版  
『ハートチームのための心臓血管外科手術周術期管理のすべて』國原孝/メジカルビュー社  
『フライトナースハンドブック 救急現場での活動と搬送のために』日本航空医療学会/へるす出版  
『一般社団法人日本静脈経腸栄養学会静脈経腸栄養テキストブック』日本静脈経腸栄養学会/南江堂  
『最新アミロイドーシスのすべて 診療ガイドライン2017とQ&A』植田光晴/医歯薬出版  
『新腎臓病学』下瀬川徹/南江堂  
『図説神経機能解剖テキスト』浦上克哉/文光堂  
『生きる向き合う わたしたちの自殺対策』今村弥生/南山堂  
『脳卒中・片麻痺理学療法マニュアル 第2版』長沢弘/文光堂

『標準解剖学』坂井建雄/医学書院  
『眼科診療マスター 3 処置と手術手技』飯田知弘/メジカルビュー社  
『皮膚疾患最新の治療 2017-2018』渡辺晋一/南江堂  
『緩和医療・終末期ケア』長尾和宏/中山書店  
『基本手術手技』戸山芳昭/中山書店  
『高山病と関連疾患の診療ガイドライン』日本登山医学会/中外医学社  
『先天異常症候群の新しい展開』診断と治療社  
『高齢者 Common Disordersの外来診療 鑑別診断と初期治療』東京医学社  
『脳血管障害 診療のエッセンス』鈴木則宏/日本医師会  
『神経内科学テキスト 改訂第4版』江藤文夫/南江堂  
『免疫検査学』窪田哲明/医歯薬出版  
『理学療法評価学テキスト 改訂第2版』星文彦/南江堂  
『義肢装具学テキスト 改訂第2版』磯崎弘司/南江堂  
『重症患者における炎症と凝固・線溶系反応』松田直之/中山書店  
『バイタルサインからの臨床診断 改訂版 豊富な症例演習で、病態を見抜く力がつく!』入江聰五郎/羊土社  
『救急・集中治療のための輸液管理Q&A 第3版 研修医からの質問385』岡元和文/総合医学社  
『PEMECガイドブック 2017 救急隊員による疾病の観察・処置の標準化』日本臨床救急医学会/へるす出版  
『ハリソン内科学 第5版 1』Kasper, Dennis L./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『ハリソン内科学 第5版 2』Kasper, Dennis L./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『明日から役立つ急性心不全薬物治療のテクニク』佐藤直樹/文光堂  
『特発性肺線維症の治療ガイドライン 2017』厚生労働省/南江堂  
『消化器内視鏡の基礎知識と基本テクニック』消化器内視鏡編集委員会/東京医学社  
『対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル』日本消化器がん検診学会/南江堂  
『腸閉塞症』三毛牧夫/メジカルビュー社  
『コウモットでみる認知症の歩行障害・パーキンソン病』河野和彦/日本医事新報社  
『発達障害のリハビリテーション 多職種アプローチの実践』宮尾益知/医学書院  
『日本版敗血症診療ガイドライン(J-SSCG2016) 2016 ダイジェスト版』日本集中治療医学会/真興交易(医)書出版部  
『小児科診断・治療指針 改訂第2版』遠藤文夫/中山書店  
『麻酔科医として必ず知っておきたい周術期の呼吸管理 解剖生理から気道評価・管理、抜管トラブル、呼吸器系合併症の対策まで』磯野史朗/羊土社  
『Clear Q&A 75 筋弛緩薬を知りつくす』鈴木孝浩/克誠堂出版  
『今さら聞けない麻酔科の疑問 108 基本事項から専門医が知っておきたい知識・テクニックまで』枝長充隆/文光堂  
『がん化学療法レジメンハンドブック 改訂第5版 治療現場で活かせる知識・注意点から服薬指導・副作用対策まで』遠藤一司/羊土社  
『標準脳神経外科学 第14版』新井一/医学書院  
『便失禁診療ガイドライン 2017年版』日本大腸肛門病学会/南江堂  
『産婦人科手術スタンダード 改訂第2版』日本産婦人科手術学会/メジカルビュー社  
『聴覚検査の実践 改訂4版』日本聴覚医学会/南山堂